

大蔵委員會議録第十九号

昭和三十三年三月十九日(水曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 足鹿 覺君

理事 大平 正芳君 理事 黒金 泰美君

理事 高見 三郎君 理事 藤枝 泉介君

理事 平岡忠次郎君 理事 横山 利秋君

井出 太郎君 奥村 又十郎君

川野 芳雄君 吉川 久衛君

杉浦 武雄君 高瀬 傳君

内藤 友明君 夏堀源三郎君

古川 大吉君 山手 満男君

山本 勝市君 有馬 輝武君

井上 良二君 石野 久男君

石村 英雄君 春日 一幸君

神田 大作君 久保田鶴松君

田万 廣文君 竹谷源太郎君

横銭 重吉君 横路 節雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 坊 秀男君

大蔵事務官(主計局法規課長) 小 熊 孝次君

大蔵事務官(主税局長) 原 純夫君

委員外の出席者

大蔵事務官(国税庁間税課長) 泉 美之松君

参考人(税制特別調査会会長) 井 藤 半弥君

専門員 椎 木 文也君

三月十九日

委員戸塚九一郎君及び神田大作君辭任につき、その補欠として山手満男君及び阿部五郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月十八日

福岡村地区内旧陸軍造兵廠川越製造所施設を中央火薬火工会社に拡張使用反対に関する陳情書(埼玉県人間郡福岡村長富田英章)(第六二二号)

煙火類に対する物品税引下げに関する陳情書(静岡市大工町五の一〇山本直三)(第六三二一三)

小額所得事業者に勤労所得控除制度設定等に関する陳情書(東京都中央区日本橋茅場町二の四社団法人中小企業団体連盟会長豊田雅孝)(第六六二二二)

農業所得課税適正化に関する陳情書(北海道空知郡上富良野町江崎二谷本嘉平外七百二十一名)(第七三七号)

下関税関支署出張所の支署昇格に関する陳情書(秋商工会議所会頭河上屋千代通)(第七四九号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

○足鹿委員長 これより會議を開きます。

参考人招致に関する件についてお諮りいたします。金融に関する件について、日本銀行總裁を参考人として本委員会に出席を求め、その意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○足鹿委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

なお参考人の出席の日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○足鹿委員長 次に、所得税法等の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の五法律案を議題として質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 あとの方もありますから、簡単に質問したいと思ひます。

きのうわが党より提案をいたしました、いわゆる酒税法の一部改正につきまして、政府の所信をただしておきたいと思ひます。

御存じのように、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案は、たしか二十八年度の二月二十八日ごろに、いわゆる石数議決権というものが修正をされて可決されました、今日に至つておるのであります。当時これに対する議決の事情は、その必要があつたと思

うのでありますが、時間を経るに従ひまして、その副作用が出て参りました。政府の御存じのように、この石数議決権をめぐりまして、業界内部におきましても相当の波瀾を呼んでおるわけでありまして、いろいろとこれによつて生じております副作用を除去する方法、いろいろ考へておりますが、根本的に解決をいたしますためには、どうしてもこの法律を改正いたしまして、ノーマルな状況に置く、つまり三分の二の多数議決権を行使すること、いろいろなことはありましても、ノーマルな形に戻して、その中で業界として話し合せるということが適當ではないかと考へられて提案をいたしましたものであります。しかし、聞くところによりますと、政府内部におきましても、いろいろと検討をされておる模様でありますので、その諸般の事情をお伺いをいたしたいと思ひます。

○原(純)政府委員 お話の点は、前回、二十八年度に政府提案に対して、国会で御修正になりましたものであります。ただいまお話しのような組合内部における大企業と中小企業との間の利害の対立というものが、だんだん酒類業界の実勢がいよいよ競争の多い状態になりましたことから、かなり先鋭な問題として感ぜられるようになった、そこで、いろいろな議論が出てきておるわけでありまして、中小の方は、重要な事項についての特別決議について要求されております議決権の三分の二、ただしその三分の二の票数の人たちの

石数が三分の一以上なければならぬ、という三十八条二項の規定に対して、これはいわば大業者の圧力といひます。か、大業者の横暴を結果することになるというものを申しておられる。大業者は大業者の方で、やはり経済的な協定と申しますか、規制と申しますか、こういうものを組合一体としてやつていく場合に、通常ならば、経済の原則は自由競争でいけるはずであるのに、それを強制的に規制していくというところに、それは相當な条件が要る、特に数だけで、三分の二で議決できるといふようなことでは、それは経済秩序の根本をなしておる自由競争の思想といひますか、そういうものとも背馳するし、経済的な利害とも背馳するといふようなことを言つておられます。私も同意的なことは、こういう考へを持つております。法律のあの三十八条の規定自体をどうするといふ問題でいひますれば、いろいろ議論があり得ると思ひますが、実際に、ただいま申しましたように、競争が相當激しくなつてきつたある実情をバックにして、いわばいろいろな問題のもつれがここに出てきておるといふふうに私もは見えております。そこで、私もとは、何が一番大事かと考へますと、業界が何とて一体としてまとまつてやつていくようにしてもらいたい。これは、単に平穩を望むといふ問題だけでありませんので、業界がひしめき合つて血なまぐさい競争をやつていくといふのではなくて、まとまつて

やっていくことが業界自体の安定、またいわば秩序のある発展のためにも必要だ。同時に、税の側からいいますと、業界内部で非常に激しい乱売その他による競争が起るという事は、必然的にそれによる倒産、倒産の際には酒税の滞納、欠損というふうなことが出て参るので、どちらの面から也好ましくないというふうなことを考へておきます。ただいま実はこの法律改正を形だけでどうという処理をすることよりも、業界内部におけるそういう潜在的な競争の激化というものをどういうふうにやつて参るかというところの方が重大だと私は考へておきます。従いまして、むしろこの際、主としてはいさうちゅう業界でありますが、大業者は、中小業者の立場をよく考へる、同時に中小業者も、大業者との関係をあまりに先鋭的な気分で考へないというふうなことで、何とかお互いが協同して発展していくという方向に向いてもらうのでないか、非常に困ったことになると考へておきます。従いまして、私も一にそれを重点として、今回のいろいろな御議論についての解決をはかりたい。それがどういうふうな方向へ行つたならばよろしいかということにつきましては、いろいろ役所側としても思ひをひそめておりますけれども、御案内の通り、本件につきましては、十七日月曜日に理事会があり、火曜日に中小の方の理事会がある、本日はまた懇談会が行われるというふうな状態でありまして、物事が連日非常に動いておるときであります。私どもとしては、いろいろ考へは持つておりますが、そういう動きの中にと申しますか、私どもも一緒にこの事態の収

拾に努力せねばならぬというところでありまして、今これが役所の考へであるということをするばんと申し上げにくい情勢でございます。要するに、率直に申して、かなり対立がどきどきなつておりますし、いわば若干感情的な感じまでも出ておりますが、何とかそれをなくして、そしてお互いに協調して全体がよく伸びていく、そういう方向に行くということをもっといとして、何とかこれをまとめていきたいと考へておる次第でございます。

○横山委員 要するに局長の御返事は、ここまでは言えぬ、仲ようやつていくようにしたいというところに尽きると思ひます。そのこと自体については、あとの方のこと自体については、その議論のあるところではありませんが、今かりに傷口にメンソレータムを塗るようなことでは、将来やはり同じようなことが起ると思ふのです。理論的な問題と実際の問題と二つに分けて考へますと、ともあれ三分の二多数決の一般の原則のほかに、石数議決権というものがあつて、三分の二の多数決を決議を自由に行使させないようにして——自由どころか、絶対に行使できないようにしておるということが、結果として七十数社のしやうちゅう業者がつぶれていった根本の原因であるわけです。今かりにあなたの意図にうかがわれるようなこその手段をしたところで、土俵を作りかえて、そうして双方の主張をある程度認め合はるやうな土俵場においてやらなければ、これは同じことだ、私はそう思ふのです。聞くところによりますと、大蔵省としては、この案を作るのは大へんなこ

とであつて、一朝一夕にはできないというわけで、また与党の要請にもかかわらず、あなたの方は、一週間以内に案を作るということがとうとうできなかったのか、やらなかったのか知りませんが、全然手がなないというやうなお話であります。そうなりますと、あなたの案というが、居中調停をしたから、今意見が言えないというやうな、結局大蔵省としては今お手上げで、あとは一つ大企業と中小企業が何とか話し合つてくれぬだらうかというふうな受け取れるわけです。話し合ふことにしたところが、今の土俵場では、これは私はものにならないと思つてゐる。そういう点を原さんはどういうふうになさるうとしておるのか、もう少しお伺いしなければ——聞くところによりますと、いろいろな御意見が出ておつて、そうして大企業が、何かもし法律を改正するならば、わしの方キをかけておられるやうであります。こういう言い方というものは、私は穩当な言い方ではないと思ふ。そういうことによつてまた方法が違つてくるやうなことでありますならば、また中小企業でも、そういう言い方をするとあります。もしも三分の二の多数が横暴をして、小さい数の大企業が甚大な被害をこうむるやうなものであるならば、これはまた別な方法があるやうかと私は思ふわけです。とにかく話し合ひをさせるには、双方のベースを正常な形に戻す、よつて立つ法律的基盤を正常な形に戻す、こういうことが必要ではないかと思はれるのです。

いろいろ申しましたが、結論的に聞きますが、一体いつごろまでにあなたの方としては案をきめられるのか。私どもとしては、私どもがきのう提案をしたことが、根本的解決であると確信をしておるのであります。もう少し具体的に言つて下さい。今のあなたの意見としては、何か理事会がある、懇談会があるから、ここで言うのはいかにかと思はれるやうなだけども、ここできめたことが根本の原因になつてゐるのですから、私は、ここであなたが考へ方を明らかにされる方が、きやうなり、あしたなり、いろいろ相談される過程においての解決の一つの目安になつていく、こういうふうな思ふのです。

○原(純)政府委員 大へんふん切りの悪いやうなことを申し上げて恐縮であります。まず、問題のふん切りをつけるのに時間がかかるという問題の一つは、實際的に大企業と中小企業との間をどういうふうな調整していくか。まあ實際には、規制石数を小の方にどういうふうな将来めんどろを見るかというところ、その他中小の人たちがいろいろ経営条件が不足だとか、大も大で不平を持つてゐるわけでありまして、それらを実際のどんな線で解決していくかという問題、これは率直に申して、酒類業界が何年にもわたつて悩んでゐる問題であり、また私どもも非常に考へさせられてゐる問題であります。

こういう問題は、いわば答案的なものを作るのは非常に簡単でありますけれども、それを業界に大体において納得してもらつて、それでやつていくというところについては、これはもう一週間や二週間ですやうなものを作り、どうんぞそれでやつていくというふうな

すべきものではないというふうには私考へております。そういう意味で、これはとても短時日ではできない。やはり何カ月を要し、大きくいえばやつぱり半年くらいは、一応の案を作るにかかるといふものであると思ひます。これは、どなたもそう思つていただけたらと思ひます。

第二段の問題は、それでは、昨日提案理由を御説明になりました酒類の法律改正というやうなことは、やれば簡単にできるじゃないかという問題でございます。これは、そういう意味ではその通りであります。その底に、やはり経済行為を規制する場合の方法論として、いわば団体的に、これが一体しかるべきものか、あるいは非常にけしからぬものかというところについては、かなりな疑問の余地があると思ひます。しかし、それはそれとして、その面の改正については、私が先ほど来申しておりますやうに、かなり問題が、特にしやうちゅうの業界においては大と中小との、何といひますか、かなり気分がとつた対立になつてゐる。それでそれを、やり方を変える、事柄はそう長く時間をとらぬことだから、さつさとやろうというやうなことでいきましても、實際問題としては、それで組合が割れてしまつて、そうして弱肉強食の世界が現れるというやうなことは、これは私どもも絶対にいかぬというふうな思ふ。これは、決して大業者が気がねをしてゐるというわけではございません。しかしながら、やはりしやうちゅうの業界は、こういう席で申すのは非常に恐縮なわけでありまふけれども、その中で中小が一つの団体を持つてゐる、大は大で別の団体

を持てているというような状況自体が思わしくないペースに立っておる、そういうところから直していかなければならぬと思いますが、いずれにしても法律を改正するなりあるいは定款の改正をするなり、そういう面においては、先鋭な、割れんとする機運を割らずに、しかもその解決をはかるということにおいて、先ほど申しました理事會、それから中小の總會、懇談会というような会合が、たまたま本日を含めて連日行われている間にあって、私もやはり全体が納得する線を見ながらやらなければならぬという意味で、理屈はいろいろ出てくるけれども、そういう感情のからまった、経緯のからまった問題として、その成り行きの中に私どもが答える条件ができるまでお待ちいただきたい。これは、事態の進展のしようによつて、あと一週間なり十日なりで、それじゃみんな一緒にまとまってやっていくとか、改正はこうしようという目が出るかもしれないが、あるいはもつともめるかもしれない。この辺は、私は神様でありませぬからどちらともわからない。この問題を処理しますについても、法律の改正によるか、あるいは定款の改正によるか、あるいはその他の方法によるか、いろいろやり方があると思うのです。それらについて、いろいろ私どもとして内部での検討はしておりますけれども、何分そういう経緯と非常にからまる問題でありますから、それらを含めて、しばらくわれわれのそういう気持での努力を見守っていただきたいと思つております。

○横山委員 簡単に、結論的に伺いをいたしますが、そういったと、

原さんの気持としては、法律改正あるいは運用措置等を含めて、現状については改善する必要がある、こういう判断にお立ちですかというところをお答え願いたいことが第一点。

それから第二点としては、これは要望になるかもしれませんが、双方が理事會なりあるいは總會を開いてやっていると、いろいろ組織の問題として、双方ともぎりぎり一ぱい、にっちもさっちもいかぬような決定をしてしまふような気がするので、それではならぬのではないかと。従つて、それと並行して、あなたの方としては、迅速にあなたの言うところのあつせんというか、そういうものを進めていく必要があるがどうか、つまりできる限り早い機会に、円満解決をはかるべきであると思ふがどうかという二点に、簡單率直にお答え下さい。

○原(純)政府委員 第一点については、何らかの措置をする必要はあると思つております。ただしお断わりしておきますが、それは普通石数議決の制限自体、あの規定自体を真正面から変えるということになるかどうか、それはいろいろな行き方があると思うけれども、法律なり定款なり、あるいはその他の方法なりで何らかの措置をする。私は、大体において、この際は法律の改正という形でなくて、定款なりあるいは運用上の措置なりでやる方が望ましいという感じがいたしますけれども、とにかく何か手を打つ必要があるというところは考へております。

○井上委員 簡単に、結論的に伺いをいたしますが、そういったと、

も鋭意それに向つて努力しているというところでございます。

○横山委員 本件につきましては、与党とも後刻相談をいたすことになつておりますから、私の質問はこれで終ることになります。

○足鹿委員長 井上良二君。

○井上委員 きょうは、主として酒の原価計算について質問をいたしたいのですが、その前に、酒税関係の税率が他の税率関係と比べて非常に割高であるということからいたしまして、最近国民生活が非常に向上いたしまして、消費形態が非常に変わつてつある、こういうときに、間接税全般の現在の徴収のやり方が、国民生活の実態に適應しているかどうかということであり、すなわち非常に大衆課税的な性格を多分に持つてゐる間接税の徴収というものは、最近租税体系のうちでは、非常に比重が重くなつてきているように考えますから、この根本問題について、もう少し検討を必要とする段階にきたのではないかと、こゝ私どもは考えますが、政府当局でも、さような見地で御検討されておりますか、根本問題を一応お伺いしておきたい。

○原(純)政府委員 おっしゃる通りだと考へております。そして、そういう御意向が国会筋でも強くおありになるというところを、昨年の通常国会以来は、間接税体系の根本的な再検討を、調査会も設けて行なつてゐるわけでございます。その際、酒がやはり大きな題目になるというのは当然でございます。

○井上委員 政府は、さきに清酒、二級酒、それから合成清酒、しょうちゆ

う等の課税を引き下げまして、四月一日から小売価格の改訂をやるうと準備を進めてゐるようでありまして、政府が実施せんとする税額の引き下げに伴つて、四月一日以降に行おうとする価格改訂の内容を明確にされた。

○原(純)政府委員 その点につきましては、結論としては、本日ここでこういう価格にいたしたいという数字は御遠慮させていただきたいと思ひます。ただ御審議になる場合に必要程度の抽象的な言葉で申し上げます、そういう意味で申し上げますれば、結論としてしょうちゆ、合成酒につきましては、イモを中心とする原価の値上りと、イモを相当急なものがあつて、従ひまして、やはり税率引き下げの幅をそのまま消費者価格に反映させるということはできないと思つております。税率引き下げの幅のうちある程度は、そういう意味の原価の値上りに食われるということ、やむを得ないと思つております。清酒についても、原料の値上りが一つはございまして、それからもう一つは、添加アルコールの売り渡し価格も上つております。といううなわけで、清酒についても、製造者価格値上りの事由がございまして、それを消費者価格に影響させるかどうかというあたりが、今私ども作業の最終の段階において、いろいろなお慎重に研究いたしておるところでございます。大体そういうふうなことに御承知いただきたいというふうな思つております。

○井上(亮)委員 はなはだ要領を得ませんけれども、お聞きいたしますと、この前大蔵大臣や主税局長の御答弁によると、大衆的というよりも下級的と

いうか、酒類の中の下級酒を、税額が相当高いから、これをある程度引き下げる、こういうことであつた。ところがその引き下げたものが、そのまま大衆のふところに入らずに、一部が製造メーカーのふところへ入つていくということに問題があつて、そこで製造メーカーの製造の原価、内容というもののについて詳細な資料を要求しました。そこでその資料によりまして、非常に各項目にわたつて資料が出されておりますが、これは全く私から言わすならば、何かこちらが要求したやつと歩調を合はして、ことさらに机上で作つたような印象が非常に強いのであります。そこで、今あなたが、税は下げるが、この一部は、製造原価が上つてゐるから原価の値上りの穴埋めに使う、こゝう言うのであります、われわれとしては、絶対賛成はできないのであります。

そこで、その具体的な内容についてこれから質問をいたしたいと思ひますが、この生産原価の累年比較及び酒類製造業者の利益金等の調べ、これらは、いずれも前年度の期日においてこれを計算しておりますが、毎年根本的に原価計算を行なつておるのであるか。どちらを一体お取りになつてゐるのですか。すなわち生産原価の算定は、前年度単位か、それとも原価計算も毎年根本的に行なつておるので、どちらであるのかということをお伺ひいたします。

○原(純)政府委員 御質問の意味が、毎年やつておるか、あるいは必要なきにだけやるかという意味か、あるいは前年度の実績ベースの原価を計算す

第一類第五号 大蔵委員会議録第十九号 昭和三十三年三月十九日

るか、あるいは見込み原価を計算するか、あとの方でございませうか。

○井上(義)委員 そうです。

○原(純)政府委員 あとの方であります。これは、これにつきましても、事情によるということになる。大へん文句がおもしろくないのですが、こういうことでございませう。清酒のような場合は、冬の間に仕込みをいたします。その酒が新しい年度になって売れて参ります。その年度の初めに新しい価格をきめる。そうすると、仕込んだ米の値段、あるいはそれに加えたアルコールの値段、そういうものの実績が出る。それに基づいて新しい酒の値段をきめる。これはびたりそのものに対応したものが出来たということになります。これは、今お尋ねの趣旨でいえば、見込み原価、将来にわたる原価の基礎をつかんで、それでやるということになります。ところがイモで作る酒の場合、この方は、おっしゃるようなことはやろうにもできがたいのであります。四月に、このイモは一体よくできるかどうか、幾らくらいになるだろうというところは、これは難事中の難事で、とてもわかりません。従いまして、四月に価格をきめるといふときには、実際問題として、前年実績を取らざるを得ない。あるいは通常の年であれば平年作、あるいは通常の値段というようにすることでやるわけになります。それが九月、十月となり、いよいよ作がわかる、ことはとても豊年作で安くいったという場合に、すぐそのときに修正するということは、実際問題としてなかなかできないので、やはり翌年の三月、四月ということになります。そうしますと、そのときに

イモが安くなったんだから、それを考えて、そのあとの値段を下げるということも考えるわけですね。現実にはそういう検討をして、実際に下げたこともございませう。それから逆に、四月に一度こういう値段と決めておいて、秋になってイモの作が非常に悪い、昨年のように上ったという場合に、すぐに値を上げるといふことももちろん問題になります。いろいろな関係で、すぐには上げにくいというふうなことが起ります。現に今回起ったわけですが、そういう場合に、やはり四月にきめます場合に、その実績原価というふうなものを考えて措置をするのでなければ、これはまた事業をやる方では、たまたまわけですね。ですから、イモの場合は、大体実績原価をもとにしてはじくということになっている、概して言うてそういうことに御承知を願います。

○井上委員 そうすると、大体毎年根本的に原価主義をとって、原価計算でやっていると、これに差をつけて計算できないかどうか。それからその原価計算の内容について、たとえば清酒の場合、酒のかすから上る収益は、一体どういう工合に考慮されておりますか。これは、原価から差し引かれておりますか、差し引かれてないのですか。あるいは精白米にいたします場合のぬか、それから小米、そういうものは一体どうなっておりますか。

○原(純)政府委員 最初の原価主義かどうかというのは、もちろん原価主義でやっていると、それが入ってくる

ということでは、原価のいわばマイナス要素として計算しております。お手元に差し上げました資料でも、雑収入として三角がかけられている分はそれでありませう。

○井上委員 次に、清酒の生産者が、約三〇％ほどというものは直売をやっている。この直売数量というものは、原価にどう反映しておりますか。現在年間清酒の出荷量は、三百三十万石程度でないかと見ている。このうち約三二％が直売石数ということになると、二百二十万石が直売石数になる。そうすると、この直売利益というものは、約三十億円が取得されるというわけですが、この清酒生産者の約三〇％に上る直売数量は、原価にどう反映し、一体どうこれを計算しているか、これを明らかにされたい。

○原(純)政府委員 直売がこの程度あるというところで直売いたしますれば、その間のコストが減るわけですね。少いわけですね。ですから、これだけのパーセンテージを占める直売分については、それだけ経費が少なくて済むということ、この原価を計算いたしております。

○井上委員 その計算は、たとえば清酒一級、二級、特級とありますが、このうちのどこへ入れておりますか。原料費のどこに入れておりますか。

○原(純)政府委員 この表では、一般管理費というところに入っております。工場原価ということもありますから、これは、直売にしましても何でも工場にかかるだけの金がかかる。それが、いろいろ販売経費、運賃というふうなものが入って消費者にいくわけでありませう。

○井上委員 たいだい申しします通り、清酒生産者の三〇％、百五十万石に及ぶものが直売に回されておると資料では認定しておる。そうしますと、この百五十万石、約三分の一強に上る膨大な量が直売されておる。一体この直売されておる清酒は、清酒の特級ですか、一級ですか、二級ですか。どれが一番直売されておりますか。全部平均されておりますか。

○原(純)政府委員 たいだいこの級別の詳しい実績はとっておりません。やはりいなかの酒屋さんの方は、直売することが多いというふうなことは趨勢でありませうから、おそらく二級が一番割合が多いというふうには私は思いますが、級別には私どもはわかりません。

○井上委員 私もたいだい局長が御答弁されるように、直売の一番多いのは二級酒ではないかと考えるのです。ところが、今局長の御答弁によりまして、その百五十万石の直売、百五十万石から百五十万石に近い直売によって非常に諸経費が省けて利益が出ます。この経費が一般管理費の中に見られておるわけでありませうが、この一般管理費で一番よいかかっておりますのは特級であります。それから一級が三十三円七十六銭、それから二級になりますと二十八円四銭と下っております。一番この方であつてこなければならぬが、これが一番少ない。こういうことで、この資料の信憑性ということが明確にされるのではないかと思います。

以上この問題については追及しませう。次に、直売で値段が差し引かれておるといふことになりまして、値引きの原価は一体どこから計算されてきませうか。値引きの原価計算というのは、どこへ現われてきませうか。あなたの方でお出し下さつておる製造原価のうちで、たとえば一番関係の多い清酒二級酒で参りますが、これによりまして、製造原価は二百一円五十銭となつておる。この二百一円五十銭のうちで、いわゆる直売によって差し引かれますところの値引きの原価は、このうちのどこへ具体的に現われてきませうか。

○原(純)政府委員 まず最初の級別、二級、それから特級の間のなには、こういうふうにいいたしております。級別の原価を一本はじいたのではなくて、二級のを出して、その何割増というところで特級、一級をはじいております。それから三ページの表で製造原価というものは、二百一円五十銭、これは二十九年のものですが、これは、どこでもたまたまの数字ですからよろしいとして、直売します場合の値引きの問題といふのは、実はこの表は、製造原価のところをさらにその下の酒税に入つて、製造者販売価格、これは製造者の売り値でありますから、直売になりますと、卸、小売のマージンを全部取つて売るかどうかという問題が入ります。その直売の場合には、おそらく全部取らないで値を引いて売つておるといふこともあろうかと思ひます。それからの方でおそらくゆとりと思ひます。操作の余地が出るということではなかろうかと思ひます。

○井上委員 次に、合成清酒、それからしょうちゅう、この原料費のうちで、たとえばしょうちゅうの原料費は、三十一年が六十六円七十九銭、三十二年が六十二円六十六銭となつておる。そうしますと、さきの局長の御答弁では、しょうちゅう原料たるイモ、アルコール等の値上りがあるので、減税の一部を製造者の方に振り向けるということが起つておるといふ話でございしますが、ここで一升当り四円も三十一一年に比べて原料費が下つておる。それが本年度は、この数字がどうなつておりますか。しょうちゅうと合成二級、合成一級、いずれもその原料費の項目の数字の違ふところは、三十二年までしかしてありませんから、三十三年の分も御説明願ひたい。

○原(純)政府委員 三十一年の数字は、三十年のイモの値段でやつております。なまイモ、なま甘藷で申しまして、三十年の分は三十三円というふうに分は、三十一一年イモの値段、これは大変安くて、二十七円ということになつております。今回は三十二年、昨年のイモの値段を基礎にするということになります。これは大体三十五円程度というふうに承知をいたしております。

○井上委員 そうしますと、この前の年の昭和三十年、その前の年の昭和二十九年、いずれも原料費は七十円を突破しております。ここで七十五円から七十六円に近い原料費がかかつておつて、それから一べんに今度は六十六円に下り、それが六十二円まで下つてきた。そうなりますと、ここで一升当

りにつき、原料費は十何円の値下りを示しておる。十何円の値下りを示しておるといふときには、しょうちゅうはどのくらいの値下りを、一升当りしましたか、それを明らかにしてもらひたい。

○原(純)政府委員 その表でござんいただきますと、その表の一番下のところに、小売業者販売価格というのが出ております。二十九年は三百六十円でありましたのが、三十年は同じで、三十一一年に三百五十円、十円下つております。そして現在に至つておるといふこととでございします。

○井上委員 三百五十円に現在至つておる、こういう御説明ですが、具体的に申し上げますが、三十二年六十二円六十六銭の原料費、三十一年が六十六円七十九銭の原料費がかかつております。そうすると、ここでは、今も申します通り、約四円近い値下りを示しておる。しかるに販売価格は依然として三百五十円、どういふことですか。

○原(純)政府委員 原料費のほかの項目で値上りがあるというわけでございます。ごらんなさいいただきますと、工場経費で七十銭ばかり上つております。それから一般管理費のところ、三円二十八銭上つております。両者合せて四円幾ら上つておるわけでありまして、これは原料費のほかにも、たとえば、このときで一番の問題は、昨年のあれは初めてでありましたか、鉄道運賃の値上げということがございしました。運賃が一三%上るといふことは、これはどうしても見なければいかぬ。その他労務費にしましても、井上委員御案内の通り、ずっと昨年来上つてきておる。それから燃料費、こういうようなもの

も、実際の統計で見えていきますと上つてきております。こういうことをはつきり見て、こういうふうになつたわけでありまして。

○井上委員 今御説明のようなことで、ここにどこか具体的に、三十一年よりも三十二年の方の数字が變つてこなければならぬ。たとえば三百五十円のもの、三百六十円になるとか、三百五十五円になるとか、ここで数字が變らなければならぬけれども、これは變つておらぬ。これはどういふわけに變つておらぬかというところで、われわれとしては非常に疑問を持つておる。そこへ、さきに申し上げました、しょうちゅうにしても、合成清酒にしても、いずれも値引き競争をやつておる。値引きが行われておるのにコストを上げるのは、一体どういふこととす。矛盾するじゃありませんか。採算が合わぬから値段を上げてくれ。それにかかわらず、一方でメーカーの方が値引きをして、特に中小メーカーがどうんぞ値引きして売つておる。これはどういふこととす。消費者にとつては、はなはだつじつまが合はぬじやないですか。

○原(純)政府委員 値引きの問題は、まことに申しやる通り値引きしてはいるのに、マル公を上げてくれといふのはどういふことかといふような気分を、私どもでも一応は持つてございしますけれども、公定価格といふものは、これ以上売つてはいけぬといふ価格でありますから、その下において、企業努力をその他によつて、あるいは競争のために、場合によつては利益をはき出してやるというふうなこともあるかもしれません、競争が行われれば、それ自体は、これはいかぬとは言えないこととあります。実際に値引きといふものは、あらゆるしょうちゅうが、もう一齊に、どれもこれも同じに値引きをしておるといふのでなくて、やはり先ほど申し上げましたように、だんだん競争的な条件がふえて参りましたので、企業の経営のやり方によつて、ある酒屋さんはコストがよけいかかる、ある酒屋さんはコストを切り詰めてやつておるといふようなこととから、どうしても一律でない競争的な値引きといふものが起つて参ります。実際に地域的にも、また地域の中でも、銘柄により、会社によつて値引きが必ずしも一律でないわけでありまして、公定価格としましては、最高限、これ以上いぢやないかぬといふ線を考へておるわけですから、イモの値段が上るといふようなことになると、そのほかの原価要素をも考へてもどうしても上るといふことになれば、最高限の線は上げてやらなければいかぬといふことになると思ひます。それから減税の減を引いて、そうしてネットとしては、現在よりも相当下つて参るといふことに相なります。

○井上委員 そもそも政府が公定価格をきめて、はつきり生産原価を計算をし、販売マージンを計算をして、小売価格を決定しております。この清酒から合成酒、しょうちゅうに至るまで、最高価格をきめておきながら、メーカーの利益を全然保障してないといふのは、これはどういふこととすか。

「委員長退席、平岡委員長代理着席」
○原(純)政府委員 それは、こういう

ことでございします。井上委員もよく御存じの、米の価格をきめる場合と並べてお考えいただくと、おわかりいただけるんじゃないかと思うのですが、清酒にしましても、しょうちゅうにしましても、合成酒にしましても、相当多数のメーカーが作つておる。それらのメーカーの生産条件は、千差万別でありまして、非常にこの条件のいい、合理化した、安いコストでできる会社と、コストが相当高いという会社と、ずっと並んでおるわけです。そういう場合に、一体どういふ公定価格にきめようとするかといふことです。いわけ、一番条件の悪いコストの高い酒屋さんでも売れる、さらにまた、それにもうけをつけて売れるというふうな値段をきめまして、消費者はかなわぬわけですね。もつとコストの安い酒屋さんがあるんだから、そつちは安く売れ、こういうことになるわけですね。なかなかコストの高いところは高く、安いところは安くというわけにいきませんから、一本価格にする。そうすれば、一番高いところに一本価格にしたんじや、消費者はたまらない。やつぱり平均にするか、どこかその途中のところにやらなければいかぬ。途中のところにやつて、ほんとうの平均くらいですと、平均より上の半分です。酒については、コストを割つちやうといふことになりまして、なかなか平均五〇%というところにはいかぬ。たしか米の場合には、あれは八五%が何か、そのくらいのところまでのなを見てやる。つまり、一番安い米から並べて八割五分の米についてはコストが合うというところで、大体線を引いておられ

るように思います。酒の場合は七割、一番安いコストの酒からずつと並べていって、全体の酒の七割に当たるところで線を引いて、そのコスト、ですからそれよりも生産条件がいい、より合理化している酒屋さんはもうかるわけですね。それより悪いところはもうからない、また赤字が出る。その辺のところは、やはり消費者の利益もあるから、その辺の酒屋さんは、一生懸命やって、コストをもう一段がんばって下げて努力するというところでなければ利益が出ぬ、それは仕方がないじゃないかというのが、マル公をやります場合の通常の公式になっておる。それで、七割がいいか八割がいいかというような点は問題がありますが、他の物資あたりとも考えて、酒については七割くらいのところがいいだろうと思ってやっているわけでございます。

○井上委員　そうすると、それは全然原価計算なんかは考えぬ、強制的にバルク・ラインを引いて、七〇％なら七〇％のところを繰を引いて、それに合理化してもうけたやつはもうける、もうけぬやつは、お前たちの努力が足りないのだ、赤字になって会社が税金が納められなかるうが、大メーカーに非常な圧迫を受けようが、そんなことは政府の知ったことじゃないのだ、御隨意に、七〇％以上の利益を上げるようにバルク・ラインまでやってこい、そうですか、それでいいのですか。

○(原(純)政府委員 言葉は、御随意に
というような気持ではないのですが、
消費者の利益も考えれば、そういうこ
とで仕方がないだろう。なお申し落し
ましたけれども、そういうコストの高
い酒屋さんというのは、やはり小さ

い、いなかの酒屋さんの方がそういうことになりがちです。そういうところでは、先ほどおっしゃった直売のできるというような場合が多いということから、そういう人たちは、実際には直売して、そうしますと、小売値で売れば、卸、小売のマージンを自分が取れるわけですから、そこで相当ゆとりが出る、実際には、若干それを値引きして売っても、余裕が出るというような問題が出て参る。それと企業努力一切をからめて、そういうところの酒屋さんは一生懸命やっておるといふように、御承知願いたいと思います。

○井上委員　そうすると、政府は七

○%以下の企業の採算の合わぬ赤字経営の中小メーカーの場合、もし採算が合わない、やめていけぬというようなものは、直売とかなんとかで勝手に売れ、値引きして売れ、こういうのですか。値引きして売れ、こういうのですか。値引きを政府みずからが扇動し救済しているのですか、そうなる。中小メーカーが値引きを一番よくやることになつてゐる、またやらざるを得ない、こういうことになる。こうなりません。と、これは、消費者側から、実に重大な発言をいたさなければなりませんぞ、そうなれば、今の原価の立て方というものに対して、重大な発言をいたしますぞ、そういう根拠のない説明をいたしますならば。

○原(純)政府委員　やはりこの原価が安い優良な企業と、それから原価の高い企業がたくさん集まつておるといふ場合に、一体一番条件の悪い、一番高くなるところを基準にして公定価格をきめるといふのは、これはやはりとるべき道ではなからうと思います。

こで、ある程度のところは線を引いてこの価格をきめるということになる、それで、それよりも条件の悪いところは、これはやはり努力してやってもらうより仕方がないというのがお答えだろうと思います。それについて、実際はこういうこともありますというのは、決して政府がそれを奨励するといふにはなく、まあお話のように、あらたまつて政府がそういう意図を持っているかと言われると、大へん困るわけで、事実上そういうこともありましようということを申し上げたわけでありますから、そういうふうに御承知おきを願いたいと思います。

○井上委員　そういう価格形成でいきますと、結局は大メーカー、あなた方が御指定になつておるバルク・ラインの線以上に施設を完備し、能率を上げるのを会社は、堂々とマル公という価格で売つていいのですから、堂々の利潤を上げる事ができる、それ以下のものを事は、結局成り立たないということを事実上明らかにしておるわけですね。そうなりますと、政府がマル公をきめて、酒を公定で強制的に売らしておる以上は、われわれとしては、この価格形成の中にいろいろな疑問を持つておる。この問題は、きょうは時間がないからあとへ残しまして、後ほど私も一度この問題について徹底的に質問をいたします。

たこの際、さらに二、三これに關
係して伺つておきますが、政府は、こ
の原料米一石当りの生産量、これを幾
らに見ておるか、そして、これは原価
にどう繰り込んでおるか、この点を
明らかに願いたい。

○泉説明員 井上委員の御質問にお答

えいたします。清酒につきましては年々原料米の石数が違つて参ります。そして年々生産方針というのをきめておりまして、米幾らで幾らの酒を作るというのを中央会と相談してきめていくわけでありますが、その生産方針によりまして、年々米一石当りでできる酒の量というのも違つております。これは御承知のように、戦後間もなくは、酒造用米の配給が少かつたので、できるだけアルコールを伸ばしたので、酒をできるだけたくさん作るという方針でいきましたが、最近はお酒造用米がだいぶたくさんいただけるようになりまして、アルコールの混入量を少くするという方針で参つております。従つて、年によつて違ひますので、一がいには申しかねますが、たとえばお手元にございます、三十二年でございますと、米一石当りから清酒は二石五斗ほどできるという計算になつております。

○井上委員　それを原価にどう織り込んでおるかということをお聞きたい。それからついでにお答え願いたいのですが、その蔵出したします場合のアルコールの度数がみんな違うのですかね。今特級、一級、二級とできる、その蔵出し石数は全部アルコールの度数が違う。十六度とか、十五度九分とか、みな違う。濃度が違う、比重が違う。それは、一体原価には全然関係ないのですか。もし原価に関係ないとなると、清酒に水を割る場合、これはどういうことになりますか。そこで原価がだいぶ変わってきますので、この関係は、どういうふうにあなた方は押されておるか、ここのところを簡単に御説明願いたい。非常に時間が迫つて

○泉説明員　まず最初のことでござい
ますが、昨年の四月の原価計算では、
清酒一石を作るために要する米の量
を、四斗九勺ということで計算いたし
ております。

それからアルコール度数は、御承知
のように、酒税法に規定がございま
す。特級、一級は十六度以上、二級は
十五度以上、十六度までということ
になっております。従つて、移出する場
合は、税務署で割水立ち会いというこ
とをいたしておりまして、その際は、
二級につきましては十五度五分、一級
につきましては十六度四分、それから
特級につきましては十六度五分程度を
標準といたしております。従つて、ア
ルコール度数が違ふことは、もちろん
原価計算の中に入ってくるわけであら
うです。

○井上委員　次に、清酒の委託醸造

やつておるところがありますね。この委託醸造の内容を調べてみると、石巻り七、八千円で契約が行われておる。この契約値が、一升当りの清酒原価換算しました場合、これは一体幾らなるとお考へになりますか。私が計算したところによると、大体一升当りの原価は四十四、五円から五十円とある。こうなりますと、この清酒一升の原料費ということをかきに推定をいします場合、政府の出しておりますの原料費という各酒類の各項目は、ずれも四、五十円高く見積られておるといふことが推定されますね。この委託醸造制度による醸造契約値を、一当り七、八千円の契約であると私は承てきたのだが、政府の方は、これ

○泉説明員　まず最初のこととござい
ますが、昨年の四月の原価計算では、
清酒一石を作るために要する米の量
を、四斗九勺ということで計算いたし
ております。

それからアルコール度数は、御承知のように、酒税法に規定がございまして、特級、一級は十六度以上、二級は十五度以上、十六度までということとなっております。従つて、移出する場合は、税務署で割水立ち会いということをしていたしております。その際は、二級につきましては十五度五分、一級につきましては十六度四分、それから特級につきましては十六度五十分程度を標準といたしております。従つて、アルコール度数が違ふことは、もちろん標準といたしております。従つて、原価計算の中に入つてくるわけであらうと思います。

○井上委員 次に、清酒の委託醸造

何ぼと考えておるか。清酒原価に換算した場合、私は四、五十円につくと見ておるが、政府はそう見てないのか、この点をお答え願いたい。

○泉説明員 お話のように、委託醸造を行なう場合の実際の取引値段は、基準石数にいたしまして七千円、あるいは七千五百円というのを聞いておられます。それが原料米に及ぼす影響は、井上委員のお話の通り、一升当り四十円程度になることは事実であります。従つて、私どもの見方からいいますと、原料費のところでは、それだけ高くなるわけでございます。ただそのあとにありますが燃料費とか労務費なんかは、その委託醸造の石数がふえたからといって、これは、結局蔵人を一週間とか十五日ほど長く置きさえすればいいことであります。それだけ、ふえただけコストが高くなるわけではございません。従つて、原価にすべて四十円なりが響くものではないと申して、しかしながら、それにしまして、この原料米のところではそれだけ高くなるというところは、決して受託をする方では、それほど利益にならないことではございません。それにもかかわらず、なぜそういう委託が行われるかと申しますと、将来現在のような生産統制がなくなりはしないかというようなことを心配して、今のうちに販売網を広がっておきたいという意図のもとに行われているのであります。いささか七千円あるいは七千五百円というのは、経済採算を無視したきらいがあるように考えております。

○井上委員 最後に、どうも政府の今の酒税法の改正の裏をわれわれがのぞきますと、清酒あるいはまた合成

酒、しょうちゆう等の製造メーカーの生産費に對しましては、きわめて熱心に、きわめて微に入り細をうがって検討されておる、まことに御親切の上なし。しかし、一方卸、小売のマー

ジンの面については、次のしわがかえつてこの方面に寄つてくる危険が非常に強いといわれてきておる。最近小売マーzinは、一割に満たないといわれ得回りが増えて、営業の実態は、非常にピンその他の損耗というものが非常にふえてきておる。そういうことで、ほとんどが一部未満のマーzinでは、小売マーzinとしては成り立たない、そのことがここに働きますところの店員の待遇に、いろいろな大きなしわを寄せてきている。一方、政府は、社会労働委員会に最低賃金法なるものを出して、できるだけ給与ベースを引き上げて、安定さそうという方向を打ち出して、もう少しい点から考えてみましても、この際、卸、小売マーzinに対して、もう少し具体的に説明のできる資料を出し願いたい。これは、この間も清酒二級の場合、卸マーzinが三十一円七十銭、小売マーzinは五十一円十銭、ところがこの同じ清酒で、特級を扱いますと、これが一ぺんに四十二円九十銭、片一方は九十八円十銭、こういう工合にべらぼうに変わっている。これは、全く原価に對する何割、この計算ではじき出されているというように、おきかきわめて強い。掛売りは一体どうなるか、ビンやあるいは中身の損耗は一体どうなるだろうか、そういう点、全然計算をされていない。そういう点をももう少し具体的に計算をした

卸、小売のマーzinの算定表を出していただかぬと、われわれとしては納得できません。それらの点について、一つ御用意を願えますかどうか。

○原（総）政府委員 卸、小売マーzinにつきましても、十分検討はいたしております。ただここで非常にむずかしいのは、卸もそうでありますが、特に小売になりますと、お酒ばかり売っている小売屋さんはございまして、いろいろなものを売っているわけですから、それをどういうふうにお酒だけの小売原価、小売マーzinを計算するかというのは、非常にむずかしい。やはり客観的に、率で、他の品物との比較を見たり、あるいは昔との比較を見たりというふうなことをいろいろすることになります。そういう客観的な検討はいたしております。なおお話を卸、小売のマーzinが少しいという点は、特に統制中相当低く押えられたというところは事実であります。従つて、だんだん統制的な条件から自由な競争条件になつてきているというところを考慮しまして、そういう気持で、マーzin率はだんだん上げてきているというふうな実情にあつておる。なお現在でも関係の卸、小売の筋からは、いろいろな意見が出ております。慎重にそういう点は検討しなくてはならぬと思つておられますが、その段にまず、先ほど来言つておられます消費者の利益、あるいは製造者の利益、こういうふうなもの全部をかみ合はして、妥協な結論に落ちつくようになつておることを得ないと思つておられます。観でいかにざるを得ないと思つておられます。慎重に考えて参りたいと思つております。

○井上委員 最後に申し上げておきますが、今まで質問をいたしましたところによりまして、私どもとしましては、今度の酒税の引き下げによる小売価格の改訂が、すなわちそのまゝ消費者の負担軽減にならずに、製造メーカーに一部充当するといひますが、そういうことを政府が考慮するような必要は、今のところどうも見当りません。

○平岡委員長代理 石村君。本日は終つておきます。

○石村委員 租税特別措置法の貯蓄控除の問題でお尋ねいたします。実は、この点は、むしろ大蔵大臣に御出席を求めてお尋ねすべきだとは考えますが、なかなか大蔵大臣の御出席がないし、また一萬田さんは御出席がないけれども、有能な政務次官が御出席になつておるのではありませんか、政務次官にお尋ねいたします。このように減税までして貯蓄を増強しようという目的ですね、それはどこにあるか。もちろん第一義的な目的は、貯蓄の増強だということだろうと思つておるのですが、減税までして貯蓄を増強して、そうしてどうしようとするのか。貯蓄するといふ立場からいへば、あるいは将来の不時の出費に備えるとか、いろいろなことで貯蓄をするであろうと思つておるが、国全体の立場から考えますと、貯蓄せられたものが、同時に、半面にはこれが使用されるということが、普通の場合なら考えられるわけではございません。それが今度減税、免税までして貯蓄を増強する、その目的はどこにあるのか。単に個人的な理由で貯蓄の増強という意味ではないと思つておるのですが、その大きなねらいをお示し願いたいということ、いま一つは、三十三年度でこれによつてどれだけ貯蓄ができるかとお考えになつていらつしやるのか、この二つを御答弁願いたいと思つておる。

○坊政府委員 お答え申し上げます。現在の日本の経済状況からいまして、貯蓄に力を入れなければならぬといふ基本的な理由につきましましては、もう石村委員十分御了解のことと存じますが、今の日本の経済の情勢から見まして、経済の運営は、将来国民生活の安定的の成長の基盤を増強するために、

消費、投資及び財政を通じて極力内需を抑制して、あらゆる努力を輸出の伸張に集中することをその基本方向とすべきでありまして、このため、政府は昨年以來緊急総合施策をとってきたことは御存じの通りでございますが、今回の貯蓄控除制度も、その政策の一環として考えておる次第でございます。

緊急に輸出を伸ばす必要があるもので、その措置といたしまして、貯蓄控除制度を採用して、国民貯蓄増強運動の呼び水のような格好といたしまして、国民の貯蓄心を向上させて、消費の節減によって内需の抑制をはかり、あわせて自発的貯蓄の範囲における投資の確保と、長期の安定した資金の供給にも役立てるというようなねらいでもってやりました次第でございます。

あとの貯蓄減税制度によって大体どれくらいの貯蓄ができるかというようなことにつきましては、主税局長からお答え申し上げます。

○原(純)政府委員 こういうふうに見ております。平年度でこれによってできます貯蓄が二千二百三十億程度、初年度はそれの八割でありますから、約千八百億前後というふうに見積っております。

○石村委員 政務次官の御答弁は、私のねらっていることと少し違っているかと思う。一般的にはそういうことがいわれると思うし、だれもそんなことを言うわけなんですが、私のお尋ねしておるのは、初年度で千八百億貯蓄させる、その千八百億を輸出の増強であるろうが何であるろうが使うということになれば、個人消費ではないかしらぬが、日本の国全体においては、投資にしろ何にしろ、それは使用されるわけ

です。それをねらっているのか、それとも現在の日本は、昨年以來大へん日本銀行の追加信用で、約六千億かの貸し出しをしておる。この日本銀行の追加信用を取り戻すために、消費のために使うのか、それとも、それはそのまゝにして置いて、ただいまおっしゃったような輸出の増強等に大いに設備投資でもやらせるといふ考えであるか、全般の立場ではどう御判断になつていらっしゃるかというのを聞いたわけなんです。その点、御答弁願いたいと思います。

○坊政府委員 御質問の点でございますが、貯蓄控除制度まで創設して何ゆえに貯蓄をするか、そのことでありますが、まず第一は、先ほど申し上げました通り、消費というものを押えまして、国内の物価の高騰を押えるというふうなことも一つの目的でございますし、それからまた、消費階級から貯蓄をお願いしまして、この貯蓄でもって資金を豊富にするということも、むしろ一つの目的でございますが、そういうふうなもので、必ずしもそれが設備の拡張を刺激するというようなことではございませんが、要するに日本の国の経済というものを、先ほども申しました通り、安定的な成長、その基盤を作るための一環の政策といたしまして、今度の貯蓄控除制度というものが創設されたわけでございます。

○石村委員 どうも私の質問に対する十分なお答えでないと思うのですが、端的にそれではお尋ねいたしますが、かりに内需を抑制するということになりますと、つまり貯蓄したものを、あまり銀行において投資させるとかな

んとかいうことをやらせないということになりますと、一つの方法としては、さっき申しました、六千億というような日本銀行の追加信用を縮小させるということになれば、少くとも政府としては、たとえば日本銀行の銀行券の発行保証充満額というものを、昨年の十二月十六日には貸付金を担保にする日本銀行券の発行高を四千六百億というようにして、三十一年の五月二十八日に比べますと、千三百億もふやしております。また三十一年の十二月に比べますと、約三千八百億ですか、それだけの貸付金担保による銀行券の発行を認めておるわけですが、こうしたことを政府とすれば縮小する。一ぺんに三十一年の十二月の八百億に戻すというわけにはいかないと思ひますが、さしあたり十二月十六日にふやしたやつをもとの三千三百億にし、約半年でもおいてこれを千億台にでもするということや、方針をお取りにならぬと、貯蓄の増強ということの根本的な目的に反するんじゃないか。貯蓄して、一方じゃどんどん使わせるんじゃない意味をなさぬのじゃないか、こう考えるわけなんです。そういうつまり日本銀行券の発行の限度ですね、これを近いうちに縮小されるお考えがありますかどうか。特に貸付金を担保にしての発行の証券ですね。

○坊政府委員 貯蓄控除制度によって、それだけでもって日本銀行の信用創設というものを大きく抑制しようということは、これはなかなかむずかしいことだと思ひますけれども、御指摘の通り、私はこの貯蓄控除制度によって貯蓄をお願いするところのねらいの中には、日本銀行の信用創設と

いうこと、これを抑制していこう、押えていこうというねらいのあるということもまた当然であると思ひます。

○石村委員 この点、押し問答しても時間がありせんから、この問題は保留いたしまして、次に具体的な四十一条の二の問題に入りますが、この四十一条の二の初めに、貯蓄控除の対象となる契約のところで、預金、郵便貯金、定期積金等というのがあるわけですが、これは何でしょうか。個人が銀行に預金をする、そしてそれがここに書いてある条件に合致すれば、税金を出さなくて済む、こういうことになるわけですか。その個人が、銀行預金にするが、一方では貸し出しを受けるということがあつても差しつかえないわけなんです。貯金だけはする、一方貸付を受ける。銀行は、貸付してくれと言つと、必ず預金しろと言ふわけですか。そういう場合はどうなんですか。

預金の分だけがここに書いてある条件に合致しておれば、減税される。本人が一方で幾ら金を銀行から借りても、減税の方だけは十分なさるお考えであるか。そういうことは、またどのようにか規正でもされるものかどうか、この点、御答弁願いたいと思ひます。

○原(純)政府委員 この制度の値打がきまるについて非常に大事な点で、私もその点は非常に心配をいたしております。あらゆる場合におつしやるようなことがないかということ、これは、率直に申し上げて不可能だと考えております。ただ同時に、すべての場合にその締りがつかないかということについては、こういう点まではできる、つまり今お話しするような、銀行から金を借りて片つ方で預金をする、いわば預

金が借り入れをする見合いになつて、というふうな場合については、実際問題として、預金が借り入れの担保になるというふうなことになるのが通常であります。

〔平岡委員長代理退席、委員長着席〕

そういう場合には、この法案におきましても、四十一条の二の一項四号に、担保に供しない旨の意思表示が要するということになつておるもので、そういうあまりひどいじゃないかといううな、日の前で借りて、それを預けて、これで貯蓄だということはおけることにしております。しかし別なところで借り入れをして、全然担保の関係なしに貯蓄ができるというふうなことになるますと、それはどうにもいたし方がないということになります。利息の関係その他からいって、あまりそういうことで弊害が多く生ずるということも、そういう場合にはないじゃないか。主としては、今申しした両建の場合に利用されるということになりはせぬか、それは、こういうことで押えてある、こういうつもりであります。

○石村委員 時間がありませんのでごく簡単に尋ねますが、そういたしますと、預金の場合に、それを担保にしたら、今まで減税された分は取り戻して払わねばならない規定になつていないわけなんです。

○原(純)政府委員 その通りでございます。

○石村委員 そういたしますと、相互銀行なんかでやる例の掛金というのですか、あれはこの中には入ってないのですか、入るのですか。今の預金がそういうふうに使われて、担保になつた

ときは、それは税金を取り戻す、こういう趣旨が入つておれば問題ないですが、かりに預金のうちに相互銀行なんかの掛金というやつは入らないとする、おかしなものじゃないか、こう考へるわけですか。もちろん契約の途中で貸付を受けるというようなことがあるわけですね。それは、そのときに税金の処理をすればいいわけで、ずっと長い間かけていくという性質のもの、この掛金の中にあるわけですか。必ずしも年度途中で全部この要件を満たすというようなものではないと思うのです。が、要件を満たすものについては、相互銀行の掛金も、この預金のうちに含まれると解釈していいかどうか、お尋ねいたします。

○原(純)政府委員 相互銀行の無尽に当る相互掛金、これははずしてございませう。この対象にしない。なるほどおっしゃる通りに、まれにはそういう場合もあるかもしれませんが、とにかく平均預入期間が二年ということを要求しておりますし、大体無尽は、途中で落すという気持でやっております。ですから、それははずした方が、実務上も、また納税者の実態からいって、よろしいのではなからうか。もしどうしても預入しておきたい、そしてこの利益を得たいというのでありますれば、定期積金あるいは積立定期その他の方法が認められておりますので、どうも相互掛金はこれの対象にするのは、その本来の契約についての当事者の意図からいって、穏当でないのではないかと、思つてはつてございませう。

○石村委員 相互掛金を途中で落すというのですが、最後になるものは最後まで取れないわけですか。全部が途中で

もらうわけではないのです。必ず最後の分まで回ってくる人が出てくるというところは、契約の性質上当然起つてくると思ふのです。それを、途中にそんなものが出てくるからはずす。そして、それはめんどうだ。これは、相互銀行がめんどうだからやらないというならわかりますが、それをやらせない、認めないという方針は、どうもおかしなものだ。大蔵省がめんどうだといへば、また問題がめんどうだといふ、あなたの方かめんどうなわけではないうと思ふのです。時間がありませんから、この問題は、この次に譲りまして、もっと十分な御答弁をお願いしたい。またあわせて、できればそういう点も考慮して、無尽も大いに利用して無尽によつて貯蓄するということも考えられるわけですから、もう一度御再考願いたいと思ひます。時間の関係上、答弁はこの次にお願いいたします。

午後零時五十三分休憩

午後一時四十九分再開

○足鹿委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

所得税法等の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の五法律案を一括して議題とし、審査を進めます。

なお、本日は参考人として税制特別調査会会長井藤半弥氏が出席しております。

参考人には、御多忙のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。では質疑に入ります。奥村又十郎君。

○奥村委員 きょうは、参考人の方にわざわざお越しをいただいて、まことに恐縮であります。私も委員会でも審議中の租税特別措置法、所得税法、酒税法その他の改正案につきまして、政府が税制特別調査会の答申に基づいてこの処置をいたしております。これは、税制特別調査会会長の井藤先生にぜひ承わりたいことがある、かようなことで御質問申し上げたいと思ふ次第でございます。

一点は、昭和三十一年にできた原会長さんの当時の臨時税制調査会と今回の税制特別調査会と、この二つの関係について、井藤先生は、両方とも委員でおられましたので承わりたいと思ひます。というのは、どうも両方の答申に少し食い違いがあるのではないかと、いうことも考えられますし、そのほか、一、二、税制特別調査会の今回の答申についてお尋ねしたい、かように存じておる次第であります。

臨時税制調査会の答申は、中すまでもなく、税制全般について、最近の諸情勢に即応すべく税制の改正をやるための調査をなさつたわけでありませう。そして一応臨時税制調査会の答申が出された。そこで、政府がこの臨時税制調査会の答申を尊重するならば、一通りこの答申に基いての税制改正をなさるべきである。私は考へておりましたが、直接税に關しては、答申とはかなり食い違いがありますが、一応いわれる千

億減税を実施いたしましたけれども、この臨時税制調査会のもう一つの大きな部門である間接税の答申について、政府は何ら取り上げなかった。これは、当時原会長も非常に不満を持たれたのであります。昭和三十三年は、所得税だけに重点を置かれたわけですか。そこで、われわれは、当然次いで間接税に關して、臨時税制調査会の答申に基いての改正をなさるべきであると思ひ、これは全然手をつけずにおる。つまり臨時税制調査会の答申は、一部食ひさして、おいてきぼりにして、今度また新たに税制特別調査会を作つたということ、政府がほんとうに調査会の答申を尊重なさるならば、少し首尾一貫しないじゃないか、こういうふうにも私は考へるものであります。中すまでもなく、税制といふものは、そうやたらと朝令暮改をなさるべきでない。いわんや一貫した、しつかりしたものを作るのには、せつかくそのための臨時税制調査会があつたにかかわらず、またその答申が一貫したものであつたにかかわらず、直接税だけであつて、それとらうらばである間接税については何ら取り上げない。そしてまた、別に新たな特別調査会という暫定的なものを作つたということについては、これは、政府のとりべき態度でなかつたと思ふ。調査会の委員の方も、それは本意ではなからう、かように思ふのであります。従つて、特別調査会といふのは、一体どういう性格のものか。

一たん臨時税制調査会が答申を出しながら、それが全部一通り取り上げられずに、また暫定的な特別調査会を作つ

たというふうに見られるについては、一体臨時税制調査会と税制特別調査会とどんな関係にあるのか、同じ委員であられる先生にこの問題を聞きしたい、かように存する次第であります。二つの調査会の目的とか、あるいは動機とか、そういうものが根本的に違ふのであるか、こういうことについても考へてみよう、これは調査会の会長であり、また前の委員であられる先生によくお聞したい、かように存するのでありませう、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○井藤参考人 結局、臨時税制調査会と現在あります税制特別調査会との関係でございます。簡単に申しますと、税制調査会に限らず、調査会は、みな委員が独自の立場で調査をいたします。で、前の類似の調査会にとらわれる義務もなければ、また責任もないと思ひますが、事実問題といたしまして、一年ほど前に臨時税制調査会があつた。これは大きな答申を出しております。これは、大きな事実でございます。で、税制特別調査会において審議するにつきて大いに参考にしたということは言へると思ひます。しかしながら、委員は、一応独自の立場で審議したのであります。

○奥村委員 それでは、私の御質問がもう一つ意味が徹底しないと思ひますので、重ねて申し上げますが、臨時税制調査会、御承知の通り、内閣総理大臣が御願ひ申し上げたのであります。これは、税制全般にわたつての答申をいたします。また調査会の会長初め委員の方としては、税制全般にわたつて、一通り政府がこれを取り上げなければ

はならぬにもかかわらず、直接税だけを一応取り上げまして、間接税は取り上げなかった。これだけでも私は少しおかしいと思う。税というのは、直接税、間接税全般において、一つの均衡を保つべきであるが、直接税だけを取り上げたということについては、これは、かえって一時的には不均衡になる、特にこの点は、原会長初め不満であった。この点については、前の臨時税制調査会の委員としての先生は、どういふふうにお考えでありますか。政府が直接税だけを取り上げて、間接税の分はまだまだ取り上げないということについて、調査会の答申をなされた委員として、どうお考えになりますか。

○井藤参考人 臨時税制調査会で直接税、間接税、地方税について答申いたしました。政府は、主として直接税だけを取り上げて、地方税についても多少取り上げられておりますが、間接税についてはあまり取り上げられておられないのを、そのときの委員としてお前はどうか考えるか、こういう御質問であります。私は、率直に申し上げますと、委員といたしましては、答申はできるだけ御尊重願いたい、これは、言うまでもないことではあります。ただちょっと申し上げたいのは、おとしの暮れに出ました答申は、臨時税制調査会は、なるほど直接税、間接税並びに地方税について答申いたしました、重点を置いておりますのは直接税でございます。俗に千億減税など申しまして、直接税に重点を置いております。それで、間接税につきましても、臨時税制調査会でも審議いたしました、たとえば織物消費税についてかけるようにと

かなんとか申しました、直接税に比べて、間接税の審議は、率直に申し上げて、私は不十分だったと考えております。一番大きな問題は何かと申しますと、たとえば取引高税を一体増設するのがいかに悪いか、これは、現在の間接税における大きな問題であります。あれについては、ただ傾向が出ておるだけでありまして、委員としての最終的な結論は、臨時税制調査会の答申じゃ出ておりません。そういう意味におきまして、間接税につきましても、織物消費税といいましたか、繊維消費税といいましたか、ちょっと名前を忘れましたが、織物に関する新しい課税その他については答申しておりませんけれども、しかしながら、直接税ほどには間接税に力を入れたなかった、より正確に申しますと、力を入れる時間的余裕がなかったというところは言えるのであります。しかしながら、間接税につきましても、繊維消費税その他について答申しておるのに政府はとらなかつたという点は、委員といたしましては、もちろん不満であります。しかしながら、臨時税制調査会では、直接税と間接税とが同格に取り上げられておらず、やはり重点は直接税にあつた、これは言えるのではないかと思っております。

○奥村委員 臨時税制調査会の答申は、間接税の増徴として示されてあります。これには、物品税あるいは原糸課税、その他いろいろの面における不均衡をかなり強く強調してあるように思いますが、先生の感じとしては、そういうふうにお考えになるならば、これはまあそのように承わっております。それでは、今度の税制特別調査会

は、これは大蔵大臣のお願いしたものであります。しかし税制というものは、全体からながめて、そのうちの一部を改正するというところでなくて、あくまでも全体との均衡をいつも考えなければ税制の審議にはならぬ、かように思っています。つきまして、率直に申し上げますと、実は臨時税制調査会の答申の精神と今度の特別調査会の答申の精神とはかなり食い違いがある。これは別々だといえればそれっきりであります。しかし先生としては、同じ委員でおられましたから、先生のお気持ちを聞きたいのであります。

臨時税制調査会で特に強く書かれたのは、租税特別措置、いわゆる臨時措置はなるべく早く廃止したり減らしたりして、正常な税制を早く確立したい。その中でも、利子所得の免税などというものは、なるべく早くやめた。というのは、利子所得の免税は、非常に不公平であるばかりでなく、すでにこれは期限のあるものだ、期限のあるものなら、期限がきたらやめるといふのが一番やりやすいことでもあるし、なすべきことだ、こういう臨時税制調査会の答申が出ておる。ところが、今度の先生が会長になられた特別調査会の答申を見ますと、貯蓄減税であります。この貯蓄減税について御審議になった答申を読みますと、実は利子所得の免税すら非常に悪いことなんで、早くこれは改めなかならぬというて書いてあるにもかかわらず、なおその上にまた貯蓄減税という全く新たな、かつて例のないような制度をとろうとすることについて、調査会では答申で賛成しておられる。これでは、全く臨時税制調査会の答申と精神を異

にする。また先生御自身とせられまして、税制をなるべく常態に復帰して、臨時措置はやめるべきだ、こういうお考えをも持っておられるとするならば、今度の税制特別調査会というものは、いかにも暫定的で、その場の場当りのような感じを持たせるのであります。先生は、それについて、先生はどうお考えになりますか。

○井藤参考人 この前の臨時税制調査会と今度の税制特別調査会と少し矛盾するのではないか、その一例として、いわゆる貯蓄控除ですか、銀行預金した場合に減税する、これなんかは、前の臨時税制調査会では、むしろ、利子が優遇されておるような制度は、できるだけ早くやめなかならぬと言っておつた。ところが今度の税制特別調査会では、それにしんにやうをかけるような制度を答申しておるのは矛盾ではないか、こういう御趣旨だと思ひますが、そうでございますね。

ますと。これは、実は率直に申しますと、私自身としては、痛ところもあるのです。ですが、税制調査会の会長という立場から申しますと、私は、こういうふうにお考えであるのであります。これは、私以外の大多数の委員諸君も同様のお考えであつたために、こういう結論になつたのであります。これは、釈迦に説法のようなことを申し上げて恐縮であります。経済社会というのは絶えず動いておるものでござい。それで、税制も経済社会の動きに――経済社会だけではありませんが、社会、経済、政治、全体の動きに応じて変えなくてはならない。従つて、古今東西の洋に施してもとらぬ税制なんというものは、これはあり得ないのじゃないか。そこで、おとしと答申したときには、利子所得の特別措置はいけなと言ひながら、去年の暮れに答申いたしましたときには、それにしんにやうをかけるような新たな特別措置を設けた。これはちょっと考えますと、おとしやいます通り、大へん矛盾しているように考えますけれども、しかしながら、去年一年の間に日本の経済社会にかなり大きな変化があつたというところは、申すまでもないことではあります。去年の五月の中旬ですか、金融引き締めとか何とかいわれて、そして日本の一般に消費過剰の傾向がある、そのために、輸入超過で外貨がだんだんと減つてきた。それで去年の今ごろからその傾向が現われておつたのであります。五月に政府もそれに対して態度をとる、こういうふうな情勢の変化がございまして、別の言葉で申しますと、貯蓄の奨励ということ、これは、国際収支の改

善、その他日本の経済の過剰投資や過剰消費を抑制するためには、貯蓄の奨励ということが、おとしに比べますと非常に強い力をもって要請されて参りました。それで租税特別措置というものは、これは、私も言っておきますと、これは、今おっしゃいました通りに、税制としてはおもしろくないことと、ごさいすけれども、こういう特別措置は、絶対に一つもやっではないか、かと申しますと、私は、そういうことまで考えることはございませんで、時と場合によっては、ある程度の特別措置ということは必要じゃないか。

そこで、われわれの判断をいたしました。それは、現在の日本の情勢は、おとしの臨時税制調査会のときは違っておりまうので、そういう貯蓄奨励の措置を講ずるということが、国際収支の改善その他日本経済の健全な発展のために、非常に必要だと考えましたために、そういたしましたのであります。

それで、貯蓄控除とか貯蓄利子に対する税制はいかにあるべきかという一般論をいたしました。実はこの私も、書物にも書いておることと、ごさいまして、ああいう制度は、できるだけ早くやめなくちゃならぬ。それは、私は現在でも同様であります。現在政府がやろうとするのは、たしか二年というのですか、私は二年なんということはいわないで、これはもつと早く効果を上げて、一年でもやめる方がいいのじゃないかと考えているくらいであります。が、しかしながら、現在の情勢から申しますと、やはりこれは必要じゃないか、そういうふうにお考えおのであります。

○奥村委員　そういたしますと、ただいまの先生のお話によりますと、原則的にはいいかぬと思う、けれども、これはそのときの情勢によって、政策的には減税もあり得る、こういうことであります。そこで問題は、税制特別調査会というものの性格は何であるか。私は学識経験者、あるいは税制をかなり御勉強になられて、税制の立場から公平なものを作っていただくという、専門的に御研究になり、大蔵大臣に御相談に乗られる方である。少くとも貯蓄減税という制度は、これは明らかに政策的なもので、純粋な税制の立場からは、こういうことは考え出せぬ。

従って、失礼な言ひ分ですが、政治家が政治的な配慮から減税を持ち込むならわかりますけれども、純粋に税制の立場で御研究になる税制調査会がこれを持ち込まれるということは、おかしいと思う。それじゃ、これは一体税制特別調査会が考へていて政府にお出しになったのか、大蔵大臣から、こういうことをやりたいがどうか、こう相談を受けたのか、どちらですか。

○井藤参考人　今おっしゃいました通りに、私、結局同じことを繰り返すのであります。が、税制特別調査会というものは、結局税制の合理化をはかるということが目的だ、これはおっしゃる通りで、私もそう考えております。しかしながら、学校の研究室という、みずから学校を兼ねることを言うことにならざるで、税制特別調査会というものは、やはり税制の合理化をはかるというところは言うまでもないのではありませんが、あまりに現実とかけ離れたような答申をいたしましたも、実現性は

ありませんので、それで、やはりそのときの政治社会の動きとか、いろいろなものがある程度考慮しなければ私はいけません。しかしながら、あまりに政治ばかりにとらわれては、これは調査会の調査会たるゆえんでございせんので、あくまでも合理的にやらなければなりません。が、その場合に、この税制だけを考へて、それ以外のことを全然考へないということ、は、またいけないのじゃないか。少し視野を広くいたしまして、そして税制以外の、税制の純粋な合理化という点から申しますと、変なことでも、日本経済全体の円滑な発展のために必要な場合は、時と場合によりましては、税制の合理化という点も、できるだけ短かい期間に直さなければいけないが、犠牲にするものやむを得ないのではないかと考へております。

それで、一番最後の点であります。が、これは率直に申し上げますと、貯蓄減税の話は、税制特別調査会で問題にする以前に、大蔵大臣の談として新聞にいろいろ出たこともございします。しかし私は、新聞記事についてどうのこうのと言うわけはございませんで、それで、そういう話で、税制特別調査会で審議しておりますときに、出たことはございしますが、しかしながら、税制特別調査会といたしましては、これは、あくまでも独自の立場で、取り上げるだけの価値がある問題だと考へましたために取り上げたのでございします。それで、それから、時間的に申しますと、大蔵大臣の新聞に発表された談が早い、か、こちらの方が早いのか、私は実は記憶がございませぬけれども、しかしながら、われわれといたしまして

は、あくまでも独自の立場でこれを取り上げたのでございまして、大蔵大臣が言われたから、言葉が少し強いのですが、それに盲従してこれを取り上げたのではございせんというところだけは、はっきり申し上げておきます。

○奥村委員　私は、税制特別調査会の性格を明確にしたいので、少しく執拗ですが、お尋ねするので、今の利子所得の免税や分離課税や、こういう臨時措置の特別なやり方は、なるべく早くやめたい。しかも、これは昭和三十四年限りでやめることになつておるわけですが、ところがその上に、また貯蓄減税というようなことを昭和三十四年までやめて、しかもこれが二年継続しますから、そうすると、利子所得に対する特別な制度が、少くとも三十六年までまた継続することになる。従って、税制を平常に取り戻そうということが、貯蓄減税の制度によつて、またこれが先に延ばされていくということになります。そこで私は、少くとも税制を正常化し、公平な税制を作ろうという意味の相談を受けた調査会なら、調査会は反対すべきだと思ふ。これを賛成なさるということ、は、私はどうしてもわからぬ。というのは、世間の判断では、税制特別調査会や臨時税制調査会というのは、学識経験者など、つまりあまり政策的な変な考慮を持たずに、純粋な税制の立場でものを考へて、純粋な税制の立場で出さるべきものだ、こう世間は見ておる。と私は思ふ。それが、こういう貯蓄減税という、少し専門的に考へれば理解のつかぬことを答申なさるというところ、調査会の性格を明らかに踏み乱すものだ。今のお話のように、現実には

は、あくまでも独自の立場でこれを取り上げたのでございまして、大蔵大臣が言われたから、言葉が少し強いのですが、それに盲従してこれを取り上げたのではございせんというところだけは、はっきり申し上げておきます。

○井藤参考人　特別措置が好ましいものでないというところは、だいたい今度の税制特別調査会の答申の中にも出てきております。ことに最後の結論の部分に、非常に強その点を強調しております。それからもう一つ、税制特別調査会、臨時税制調査会でもできるわけ客観的な立場で——税制の専門家なんて、私自身言えるか言えないかは別といたしまして、まあ一般論といたしまして、できるだけ専門家の立場で、税やそれから一般のいろいろ小さな政治の動きなんかにとらわれないで、それはできるだけ客観的にやるべきものであるというお説は、ごもつとでございまして、われわれ委員におきましても、臨時税制調査会の場合も同様でございまして、税制特別調査会におきましても、そうなるように大いに努力したということは、私は責任をこつて言えると思ふのであります。

そこで、一番最後に御質問になったことであります。が、一体税制特別調査

会では、大蔵大臣からどういふ諮問を受けたかという点でありますけれども、これにつきましては、きわめて簡単であります。それは、一番初め去年の六月でしたか、この税制特別調査会ができましたときに、臨時税制調査会では、時間の関係から、相統税制度については検討を見送りましたために、そこで、現在の日本の相統税制度は、いろいろ不合理な点があり、問題があるから、相統税制度を合理化するにはどうすべきか、そういう言葉だったかどうか知りませんが、それに類する言葉でありますけれども、それが初めの諮問でございまして、公けの諮問といましては、第一は、相統税制度の整備ですか、あるいは合理化、それで発足したのであります。ところが、たしか八月の末でありますか、九月の初めになりました、委員がまた拡大されると同時に、次の諮問事項が加わったのであります。それは、間接税の整備であります。それから、その他税制一般に関すること、これだけが大臣からの諮問でございまして、それ以外のこととは、いろいろ会議の間に雑談的に出ておりますけれども、公けの諮問といましては、私が今申しましたことだけあります。

○興村委員 そういたしますと、この貯蓄減税という考え方ややり方は、この答申に書いてあるやり方は、調査会の委員の中から出たのですか。政府から出たんじゃないのですか。調査会の委員の中から出るとすれば、実は、これから委員会を審議しますけれども、委員会の中でも、こういうばかげた考えはあまり出なかつた。調査会の純粋な、税の公平、あるいは学問的に、学識経験者のお集まりの中から、こういうむしる税制を乱すような考えをお出しになった人があつたのですか。これは、私は少ししつこい質問ですが、それを明確に言ってもらいたい。そういたしますと、どうも調査会や審議会というものは、政府の隠れみのに利用されておるといふ非難がずいぶんあるのです。私も今度に関しましては、どうもこの調査会も、政府の何かちようちん持ちをしておるといふ感じがしてならぬ。そうじゃない、委員の中から出たのだし、会長さんも、これはもう一番いい税制改正のための案だ、日本の学者がそういうことをお考えになるのかどうか、一つお聞きしておきたいと思う。

○井藤参考人 これは、やはり委員が考えたのです。これは、はっきり申し上げます。それからこの案につきましては、なかなかこれは、いろいろテクニク的にめんどろな点もあるでしょう。それから今おっしゃいましたように、委員の中には、おれは、この点に不賛成だつたというように、非公式におっしゃつた方もあると思います。これは私は、調査会の答申というものはすべてそういうものであります。けれども、これならこれを全面的に賛成という人は、一人もないと思います。結局は、多数の意向のあるところをまとめ、このやういふ調査会の答申の常でございまして、私は今、興村さんに、だれか委員の方がそういうことをおっしゃつたのだらうと思つておられるのじゃないと思つておられます。しかしながら、調査会としてまとめるときには、満場一致ばかりではものをきめることができませんので、多少異論がある方でも、さあこの辺で、大乗的見地という変な言葉は使いたくありませんけれども、とにかく小異を捨てて大同につくですか、こういうことも行われております。そうですから、私は率直に申しまして、この調査会で審議いたしましたときに、この貯蓄減税につきましては、すらすらときまつたものではございません。その証拠には、この税制特別調査会の中で、この貯蓄減税を書いておるときに、相当懐疑的な批判が出たといふことは、ここに明示されておるところであります。たとえば利子を優遇するとか、貯蓄し得る人はまだ金持ちなんだ、それでもできないやうな人がおるとか、あるいはその他いろいろ、いわゆる租税特別措置法というものは、やめるべきものはやめるのだとか、いろいろなことが、この公けの税制特別調査会の答申に出ておるといふことは、やはり反対論を唱える方もあつたといふことが有力に物語られておると思いますが、しかしながら、全体の多数の空気といつたしましては、やはりこれがいいといふことになつて落ちついたのであります。

○興村委員 参考人の方にまことに、どうも失礼な言葉を使いましたが、これは、熱心のあまりに言葉が過ぎたので、お許しをいただきます。それじゃ私は、最後に一点だけ答申の内容についてお尋ねいたしますが、どうもこの臨時税制調査会の答申でも、また税制特別調査会の答申の中にも、日本の税は重い、現在の税は重いのだといふことが前提になつて、そういう文句が使われております。また大蔵大臣も、国会でそういうことを言うておられます。しかし私は、果して日本の税が、現在諸般の情勢から考へて重いのか、軽いのか、これを明確にせよならぬ今立場であると思ふのであります。と申しますのは、社会保障を確立して推進しなければならぬ、また賠償もむしろこれから解決していかなければならぬ、いろいろ考えると、歳出は減るどころか、むしろこれはふえる。当然これは税で負担せよならぬ。一方において、税は重いものだといふことを観念的に持つてしまふと、これは、その面から日本の予算のワクといふものは縛られてくる。そこで、税が重いのか軽いのか、あるいはこの程度でいいのかといふことは、ある程度明確にしておかないかぬと思ふので、そこで、この調査会でお述べなすつた日本の税は重いといふのは、一体何を根拠にして言われるのか、少くとも学識経験者が言われるのでありますから、その根拠を一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

それで、私の調べた範囲では、税が重いのか軽いのかは、一応国税、地方税、いわゆる税全般の総額と国民総所得の額との比率、これを比較してみるのが一番妥当でないか、こういうふうに考へて、いろいろ比較検討してみますと、大体日本は、地方税、国税含めて、国民所得の一九％をそこでありまして、これを、戦前と比べれば幾分重いように見えますが、戦前においては、特に戦争中は、赤字公債をずいぶん出したから、これはあまり比較にはならない。戦後においては赤字公債を出さなくなつてからは、だんだん負担割合が低くなつております。また一方、世界的に各國の比率を見ると、御承知のイギリスでは、この比率が三〇％、西ドイツは二八％ですか、アメリカにおいても二七％ですか、日本の負担割合といふものは、これに近いものはイタリアくらいのもので、先進國においては、特に社会保障の進んだ國に割合が多い。また私に言わすならば、日本の税制度といふものは、あるいは重いとすることは重いかもしれぬが、先進國と比べて、めつぽうもない乱脈なところもある。ただいまのように、利子所得とか、あるいは株式の配当所得とか、いわゆる資産所得に対する課税は、日本は非常に軽い。また物品税などにおいても、一部重い、外国の取引高税その他と比較して、やはり間接税は軽い。一方において、酒税なんかは重いですが、全体からして数字にちゃんと現れておるといふふうに思ふので、一がいに税は重いのだといふことを言うべきものではない。これを言うといふことは、今後の施策に非常に私は響くと思ふ。ですから、それをしなすお税が重いい

うのなら、どういふ根拠によつて税が重いと云われるか、お尋ねしてみたいと思う。

○井藤参考人 税金が一体重いか軽いかというはかり方でございますが、これはまた失礼なことを申しまして、釈迦に説法なことを申ししますが、まあ体温計のようなものがありまして、三十七度までは常態で、三十七度をこえと常態でないということは一言言えましよう。実はこれにつきまして、私自身も大げさに言つと、二十年ほど前から絶えず論文を書いたり、いろいろ調査をやつたりしております。それで今、奥村さんのおっしゃつたように、租税を——もちろん国税、地方税を入れてありますが、租税を国民所得で割つて、そうして日本は一九％で、四捨五入して二〇％、英国はどうかと比較することは、これは、一つの大きな目安になる指標だと思ひます。こういう席でたとえを言うことは、失礼でありますけれども、井藤がきよう健康であるかどうかということ、井藤の顔色とか脈搏ではかられるということは、一応は言えますね。井藤が青い顔をしてひよろひよろになつておると不健康だけれども、あいつ頭は白く、ロマンズ・グレーになつたかしらぬけれども、とにかくまだ大きな声が出るのだから、まだ健康だ、そういう意味のことは目安になると思ひます。しかしながら、果して井藤が完全な意味の健康かどうかといつた場合に、腹を断ち割つてみたら、胃ガンができておるかもしれません。心電図ではかつてみれば、心臓が悪いのかもわかりませんが、しかし、そんなことをやつてはあとから組み立て

てることも大へんでありますので、そういうことはやつておりません。ここで私が申し上げたいことは、租税を国民所得で割つて、外国と比較したり、日本の過去と比較をしたりすること、私は重要な一つの目標だと思ひますけれども、しかし、それ以外に考慮すべきいろいろの事情があることは、これは申すまでもなく御存じの通りだと思ひます。そこで、実は日々ばかりではあるか、税金の負担はどうしてはかるか、ということをよく方々で講演するので、しかし、それを全部言ふことは、皆さんに対して失礼でありますので、私、項目だけ申し上げます。租税を国民所得で割るというところは、いわば国民所得が経済力を表わすもの、それから租税というものは税金の負担、そこでそれをはかるということは、一つの指標になりますけれども、まず第一に外国と比較したり、過去と比較したりする場合に、租税とは何ぞやという場合に、租税の概念が必ずしも一致しておりません。たとえば社会保険の保険料なんかは、アメリカやその他の国では、ソーシャル・セキュリティー・タックスとか、ロール・タックスとして、税金の形でとつておりますが、御案内の通り、日本では、国民健康保険税を市町村税としてとつておるところがあるくらいであります。社会保険料、たとえば私が文部省の共済組合に入つておりますが、この共済組合の掛金は、毎月の月給から源泉徴収をやられておりますけれども、これは、税金として計算されておられません。そこで、大蔵省の主税局の発表する数字を見ますと、そういう点は考慮されまして、アメリカの税金

の負担の中には、ソーシャル・セキュリティー・タックスは控除してあります。これは入れてはおりません。ところが、それ以外に税金に準ずるものが非常にたくさんあるのであります。たとえば、これは申すまでもないことであるが、専売益金は税金に準ずるものとして入つております。ところが、それ以外に二、三申しますと、たとえば日本銀行の納付金、これは、日本銀行が政府に払ふ税金と同じことであります。日本銀行の寄附金ではあります。これは、多いときには百億、ことしもたしか六十億でございます。計数をちよつと忘れまして、数十億といへば間違ひないのであります。それもございますし、それからまた専売益金、やはり強制収入であるという点から申しますと、税金と同じこととございませぬけれども、それでは、それ以外に鉄道の運賃の純益はどうか。まさか、その運賃を負けてくれというわけにいきませぬので、窓口で払います。そういうふうないろいろ広げていきますと、それからまた供出があります。今は供出は少なくなりましたが、農民の供出。戦争中工業家もマル公で物を売りましたが、市場値段とマル公の値段との差額は、業者が払う強制負担でありまして、これも税金と同じような意味を持っております。そこで、税金とは何ぞやという概念が、時を異にし、同じ国でも時代によつて違ひますし、それから国際間で非常に違ひるのであります。それが分子の場

合。それから分母の国民所得であります。国民所得の計算方法にも、種々雑多なものであることは御存じの通りだと思ひます。そこで、大蔵省なんかの統計を見ますと、この点は、何とかして統一したいと努力しておられるようでありまして、これを統一するのはなかなかむずかしいのであります。そこで、私一つ実例を申しますと、昭和十九年でございまして、租税といふこともいろいろの意味に解釈できまう。租税といふことを一番狭く解釈した場合、税金といふ名前のついておるものだけであつて、専売益金は税金でないといへます。それからもう一つ広い意味に解釈すると、専売益金も入る。それから鉄道の利益も入る、そういうふうな強制収入はすべて税金ともとれます。昭和十九年の日本の予算につきまして、私は税金という解釈を狭く種々さまざまな解釈で計算いたしました。それからまた分母につきましても、国民所得の場合に、振替所得を入れるか入れないかとか、その他のいろいろの計算方法がありますので、分母についてもいろいろの国民所得の計数が、昭和十九年についても出たのであります。そこで計算いたしますと、どういふ結果になるかといふと、いろいろの計数が出まして、租税を国民所得で割つた一番少いパーセンテージはどうすればいいかといふと、申すまでもなく、国民所得の一番大きな数字を持つてきて、税金の一番小さい数字を持つてくればよろしうございませぬ。これは幾らだつたかといふと、私の当時の計算では一八％です。それで、今度はまた一番重い場合はどうするかといふと、申すまでもなく、税金といふ概念を広くして、国民所得に一番小さい数字を持つてくればよろしい。それは幾

らだつたかといふと、たしか三二％でございませぬ。一八％に対する三二％、それだけの開きが出るのです。それで、一％や二％の開きが出るのだったら何でございませぬ、一八％から三二％という開きが出て、その中間の数字はお好みに応じてどんな数字でもというと言ひ過ぎであります。いろいろの数字が出てくるのでございまして、この比較をするには、私、これは実は昭和十九年九月の大蔵省財務協会発行するところの財政という雑誌に出しました。それから私の書物の財政学研究、これは昭和二十四年に出版した。その租税負担の国際比較とか、租税負担の測定法といふところにも同じものを転載いたしました。その通り違ふといふことが一つであります。そこで、今この外国との比較、また過去との比較におきまして、こういう点は必ずしも考慮されておらない。またそれを考慮するといふことは、非常にむずかしいのであります。たとえば一例を申しますと、インフレーションによる国民負担はどうするかといふようなことをいいます。それからまた、ドイツの社会民主党などがよく言つたこととありますが、保護関税をかけることによって、米の値段なら米の値段が高くなるという場合に、保護関税の収入だけが国民負担かといふと、そうじゃなくて、内地で使うもので外国から輸入したものは、全部そのものに関する税金負担は輸入関税の税金の高さだけはいりますけれども、しかし輸入関税をかけるために、内地で作られたものもまた上ります。これも税金じゃないかといふようなことを、ドイツの社会民主党が言つたりしておりますし

て、税金とは何ぞやということ、や
すいようで非常にむずかしい。国民所
得の計算についてもいろいろ問題があ
るということは、皆さん御案内の通り
であります。これが一番であります。

二番に考慮すべきことは、租税の国
民所得に対する割合という場合に、こ
れはいわば平均をとったものでござい
まして、税制の内容については、問題
にしないのであります。たとえば日本
国民が大家課税をやっている場合の二
〇%と、それから金持ちに重く、貧乏
は免税にした場合の二〇%と、この場
合やはり言うまでもなく、国民に対す
る負担の影響は違ふということはい
得るのであります。これが二番目でこ
ざいます。

それから三番目は、国の経済力を表
わすものとして、国民所得だ
けをとっております。これは大体いい
のであります。国の経済力が——個
人の経済力も同様であります。所得
のほかに、過去から蓄積された財産が
ございます。申すまでもなくこの財産
につきましても、御案内の通り日本に
おきましては昭和五年末、昭和十年
末、昭和三十年十二月末の精密な計算
があるだけであります。これは割合
に考慮されておらない。従つて国民所
得が少くも、過去の蓄積の多い場合
は、経済力が大きい。それから逆の場
合は逆だということが言えるのじやな
いかと思ひます。これが三番でありま
す。

四番に、今度国家の金の使い方、税
金が重くとも、さつきおっしゃいまし
たように、社会保障とか、その他の形
で国民の民生安定や経済の発展のため
に使う金が多いか少いか、これも、や

はり税金は重くとも返ってくるのが多
ければけっこうでございますので、そ
の点も、私は問題にならうと思ひま
す。

それからその次に、これは数字でい
えることであります。アメリカが二
八%、去年の日本は二一%と申しま
しても、金持ちの二八%と、日本のよう
な貧乏な人の多い場合の二一%とどち
らが重いかといへば、言うまでもな
く、日本の二一%がアメリカの二八%
よりも重い。それで、一人当りの国民
所得を円に換算して申しますと、こ
れは日本は九万二千円でありまして、そ
れから去年は九万一千円でありまして、
これに對して去年のアメリカは幾らかと
いうと、七十五万円でありまして、八
倍、九倍であります。八倍、九倍の金
持ちが二八%で、その八分の一か七
分の一の連中の日本が二一%、これは
どちらが重いかといつた場合に、精密
に幾らという計算はできませんけれど
も、日本の方が重いといふことは、私
は異論がないのじやないかと考えるの
であります。それが五番であります。

それから今度は、国民所得といいま
しても、所得の内容が問題なのであり
ます。たとえば同じ百万円なら百万円
の所得といつても、労働所得と財産所
得でございます。おっしゃいました通
りに、財産所得の方が負担能力が多いの
であります。ところが昭和十年ごろと現
在の日本と、所得の内容の構成を見ます
と、御案内の通り、勤労所得並びにそ
れに準ずる要素の多い個人事業所得の
パーセンテージが非常に大きくなって、法
人所得はあまり変りません。一两年前
までは法人所得が多かつたのでありま
すが、法人所得は、昭和十年ごろと変

らなくなりまして、そのかわりに財産
所得——個人の地代等でありまして、
財産所得のパーセンテージが非常にこ
のころは少くなつて、勤労所得のパー
センテージがふえておるのでありま
す。この点は、やはり過去の日本と比
較した場合に、同じ金額であつても、日
本の現在のほうが負担能力が少いのじ
やないかと思ひます。

それから、今のは所得の内容であり
ますが、今度は所得の使い方です。支
出の方で見ましても、エンゲル係数と
いうものは当てになつてならぬもので
あります。昭和十年ごろの日本のエン
ゲル係数は三四%、最近のエンゲル係
数は、皆さん御存じの通り、四四%余
りであります。従つて、私よくこの公
聴会などで、ほかの一つ覚えのよう
に——ほかの一つ覚えなるがゆゑに、
絶えず言つておりますことは、国民所
得からエンゲル係数を基礎として食費
を引きます。食費というものをもち
てかりに最小生活費を表わすものと仮定
いたしました。食費を引いた残り、こ
れが負担能力の最大限を示すもの——
これを分母に置いて、それから分子にこ
の税金を置く、この方が、租税を国民
所得で割るよりも真相に近い数字じや
ないかといふので、その計算を私絶え
ずやつております。それをやります
と、昭和十一年は幾らだったかといふ
と一九%です。租税の国民所得に対す
る割合で申しますと、昭和九年から十
一年までの平均は二三%に對して、現
在は二〇%であります。今私が言つ
たようなより正確な計算をいたします
と、昭和十一年は一九%であり、最近

は大体三五%になつておるのでありま
す。従つて、その私の簡単な計算で申
しまして、現在に重いのか軽いのか
といふことが言えるのじやないかと考
へております。その他いろいろござい
まして、これらいろいろな計算を総合
して、何か一つの数字に出す、これが
一番望ましいことではあります。これ
は遺憾ながら、われわれ学校の教員の
勉強も足りないのございます。けれど
も、おっしゃいましたように租税を国
民所得で割るとか、私が申しましたよ
うに、国民所得といふことをもう少し
改造いたしまして、国民所得から最小
生活費を引いたものをもつて負担能力
の最大限として割るとか、せいぜいそ
の程度しか進んでおりません。ただド
イツのハイヘンという人が、一九二
一年に、この前の第一次世界大戦の後
に、ベルリナ・ターゲブラットとい
うドイツの新聞に、こういう計算を出
したのであります。それはどういふ計算かと
申しますと、一人当りの国民所得がふ
えれば、負担能力が大きい。先ほど申
しましたように、金持ちの一〇%は貧
乏な人の五%よりも負担が軽い。そこ
で、ドイツと英國とフランスとイタリ
アと、四カ国の国民所得の負担の割合
の比較計算をやる場合に、今申しまし
た一人当りの国民所得が、たとえばこれ
はいいかげんな数字をいふのでござい
ますが、ドイツが一に對して英國が二
とすると、このハイヘンの計算は、ド
イツの一〇%と英國の二〇%とが負担
がひとしい、こういうことをいふので
す。おわかりでございますか。こうい
う計算ですね。これは、ちよつと考へ
るともつともらしいのでありまして、
それから日本でも、元大蔵省におられ

た方で、現在国会議員になつておられ
る某氏がそういう計算をされたことも
あるのではありませんが、これはちよつ
とよくないのです。どこがよくないか
といふと、かりに現在日本が一〇%で
すね。それからアメリカは八倍だとい
たしますと、日本の二〇%にひとしいア
メリカの負担は幾らかといふと、一六
〇%になるのであります。これは、あ
の世へ行つてえんま様に六〇%取つて
もらわなければならぬような重い税
金でございまして、やはりどこかに無
理があるといふことになりまして、こ
れは、どういふことかと申しますと、所
得の一人当り高に比例して負担能力が
高まるという前提自体が間違ひであり
まして、高まることは高まるけれど
も、もう少しのりい程度で高まるの
じやないか、そのくらいの程度であり
まして、私も当然だと思ひますが、重
いか軽いかといふことは、今言つたよ
うなことを総合してきめなくてはいい
けない。せいぜい今私が言つたような程
度しか計算で現れておらぬといふこ
とを申し上げたいのであります。大体
その通りであります。少し講義を申し
まして、失礼でございました。

○横山委員 まことに高遠な理想の御
見解をいただきまして、ありがとうご
ざいました。私は、われわれ政治家が
庶民に接して通俗的に単純に考える、
またそのことが、案外庶民として正鵠
をうがっているのではないかと思ひ
ます。今の高い安いといふ問題です
が、真実は高い人もあり安い人もあ
るといふこと、つまり不公平な点があ
つて、比較的安いと思つておる人と、そ
れから高いといふ感じを持つておる人
とあるといふふうに思われる。全部が

は大体三五%になつておるのでありま
す。従つて、その私の簡単な計算で申
しまして、現在に重いのか軽いのか
といふことが言えるのじやないかと考
へております。その他いろいろござい
まして、これらいろいろな計算を総合
して、何か一つの数字に出す、これが
一番望ましいことではあります。これ
は遺憾ながら、われわれ学校の教員の
勉強も足りないのございます。けれど
も、おっしゃいましたように租税を国
民所得で割るとか、私が申しましたよ
うに、国民所得といふことをもう少し
改造いたしまして、国民所得から最小
生活費を引いたものをもつて負担能力
の最大限として割るとか、せいぜいそ
の程度しか進んでおりません。ただド
イツのハイヘンという人が、一九二
一年に、この前の第一次世界大戦の後
に、ベルリナ・ターゲブラットとい
うドイツの新聞に、こういう計算を出
したのであります。それはどういふ計算かと
申しますと、一人当りの国民所得がふ
えれば、負担能力が大きい。先ほど申
しましたように、金持ちの一〇%は貧
乏な人の五%よりも負担が軽い。そこ
で、ドイツと英國とフランスとイタリ
アと、四カ国の国民所得の負担の割合
の比較計算をやる場合に、今申しまし
た一人当りの国民所得が、たとえばこれ
はいいかげんな数字をいふのでござい
ますが、ドイツが一に對して英國が二
とすると、このハイヘンの計算は、ド
イツの一〇%と英國の二〇%とが負担
がひとしい、こういうことをいふので
す。おわかりでございますか。こうい
う計算ですね。これは、ちよつと考へ
るともつともらしいのでありまして、
それから日本でも、元大蔵省におられ

た方で、現在国会議員になつておられ
る某氏がそういう計算をされたことも
あるのではありませんが、これはちよつ
とよくないのです。どこがよくないか
といふと、かりに現在日本が一〇%で
すね。それからアメリカは八倍だとい
たしますと、日本の二〇%にひとしいア
メリカの負担は幾らかといふと、一六
〇%になるのであります。これは、あ
の世へ行つてえんま様に六〇%取つて
もらわなければならぬような重い税
金でございまして、やはりどこかに無
理があるといふことになりまして、こ
れは、どういふことかと申しますと、所
得の一人当り高に比例して負担能力が
高まるという前提自体が間違ひであり
まして、高まることは高まるけれど
も、もう少しのりい程度で高まるの
じやないか、そのくらいの程度であり
まして、私も当然だと思ひますが、重
いか軽いかといふことは、今言つたよ
うなことを総合してきめなくてはいい
けない。せいぜい今私が言つたような程
度しか計算で現れておらぬといふこ
とを申し上げたいのであります。大体
その通りであります。少し講義を申し
まして、失礼でございました。

安い、全部が高いという議論にはやはり問題があるのではなからうかと思うのであります。私の第一の質問は、今までの答申の中にも、あとで御質問をいたしますけれども、この答申を通じて、また先生が今日までやってこられたことを通じて、今後どちらを向いたらいのかというのを少し御見解を承わりたいと思うわけであります。第一は、重い重くないという議論に關連をいたしますけれども、今現実的な議論として、私は社会党として重たいという氣持を持つのですけれども、現実的な議論としては、やはり不公平をもつとたせば、高いように見えても納得がいくなかろうか、それが今やはり中心ではなからうか、これが私の考え方の第一でございます。それを先生に、今後の問題点の第一として伺いたい。

○井藤参事人 私税制だけを——税制と申しまして、先申し上げましたように、金の金の使い方、経費との関連がありまして、抽象して問題にする場合は少し無理がございますが、かりに税制だけを抽象して問題といたしました場合に、二つの点が問題になる、あるいは二つの角度から問題にすべきだ、一つは、税金の総額が国の経済力やその他の立場から見ても得たものであるかどうか、これが一つの問題。それからもう一つの問題は、総額が外国に比べて軽いか、過去に比べて重くないとかということがかりにきまつたといたしまして、それが国民間への配分が、割当が、別の言葉でいうならば、租税制度の内容が当を得たものであるかどうか。前の方が数量の問題といたしますならば、あとの点は質の問題で

ありますが、私は、両方をあわせて検討すべき問題でないかと考えております。それで、先ほど申しました先ほどの奥村さんの御質問に対する私の答えは、総額が国の経済力その他から見て当を得たものかどうか、これについて申し上げたのでございますが、そのとき、たしか第二点か三点の中に、こういうことを私申し上げたと思ひます。それは総額が、たとえば国民所得二〇%なら二〇%でかりに重くないとか重いかといふこと、さつき大衆課税が重いかどうか。さつき大衆課税が重いかどうか。あるいは金持ちが多く負担しておるかという内容によって、総額が同じであっても、内容によって国民に及ぼす影響や経済に及ぼす影響は違ふ。私は、両方相待つてこの研究をすべきものではないかと考えております。それから、もちろん両方相待つてという、それは税金だけであります。税金だけではいけませんので、先ほど申しましたように、税金というものは予算の一面でございますので、経費の内容との比較研究、これによってやる必要があるのではないかと考えております。それで、どうも今の御質問に對する答えとしては、まだちょっと足りないのじゃないかと思ひますが、まず一般論をいたしまして、総額が問題となる、あるいは国民一人当り平均でも同じこととございます。総額の一人当りの平均数量が問題になると同時に、内容が問題になる。それで、私は、両方によつて検討しなければならぬんじゃないかと思ひます。それでござい

ますので、総額をかりに問題としたあとで、たとえば都会と農村の負担とか、あるいは大所得者と中所得者と小所得者の間の負担の均衡とか、法人と個人の負担の均衡とか、その他いろいろ負担の均衡というところが問題になつてくる。これは、当然検討すべきことではないかと思ひます。むしろ税制という点から申しますと、租税の内容の負担の均衡という点に問題があるのじゃないかと思ひます。ということでは、数量は、国の政治活動全体を現わすところの予算全体に關連いたしますので、税金だけの問題となりますと、大衆金持ち、たとえば一兆円なら一兆円というものを与えられたものとして認めて、これを人民に割当てる場合に、どう人民が負担すれば最も合理的であつて、最も社会的に見て犠牲が少いか、これをやることに、狭い意味の税金でございしますが、その中心問題があるのではないかと思ひます。

○横山委員 おっしゃる通りに、実は国民の中には、総額として重たいという感じと、それから他に比べて非常に重たいという感じと、両方働いておる。それから全体的に言つては、重い階層と軽い階層とある。私はそちらの方をより重視するわけです。今国の財政というものが非常に問題があつて、そういふべに減税ができないとするならば、納得と合理的な税制というものが必要である。従つて、今中心を置くべき問題は、先生は先ほど、おれもその見解だけれども、当面やむを得ないのだ、こうおっしゃつたのですが、根本的なものの考え方、今日の税制に対するものの考え方というものは、より不公平を公平の方向へ徹底をするということが第一の課題ではないか、これが私がお伺ひした第一の点です。

今度はその具体的な問題でございまして。原さん、お帰りでですか。○原純政府委員 恐縮ですけれども、参議院に参らなければなりませんので……

○横山委員 原さんに帰られては困る。ちよつと待つて下さい。入場税の問題でございまして。この入場税の問題を、先生の意見を聞きますと——参議院は継続審議に付するに當り、政府に対して次の二点の意見を求めた、第一は云々、第二は云々と書いてある。私はこの間もこの席上で原さんに、衆議院が議決したことを政府が勝手にいひ悪いということを調査会に意見を求めたのはけしからぬと言つたのですが、原さんは参議院に頼まれたのですよ、こういうお話でした。私も知らなかつたのですから、参議院の意見を聞いてみたから、委員の質問の中で、たつた一人の人がどうだという話をしたそうです。それを原さんは、参議院の院議として了解をして、そうして、どうも先生の方に持つていったらいいように私は聞きました。これは、きわめて行き違ひや食い違ひが一ぱいありまして、私も衆議院としては、私どもの判断をもちまして、これが当面正しいものであるとして、院議をもつて満場一致きめたことなんです。それが、あちらこちら回つて、先生のところに御厄介になつて、しかも中には増税をする、私は、そういう点については、政府のやり方もけしからぬと思う。いかに参議院のあれだというふうに言うのはけしからぬし、それから先生の方も、頼まれたことはしょうがないにしても、これは、少し衆議院の院議というものがきまつたということを——常

識なる諸先生方のことでありますから、発案者である衆議院の意見も聞きになつてしまふべきではなかつたろうか。私はそういう仁義というもの、国会の權威というものを——私ども何もしないわけではないが、いろいろ与党、野党相談してきめたところの発案の意見というものが、まことに客観的に議論をせられるということは、これは、国会としてもいささか遺憾の点があるということをお願いして、きたいと思ひます。その点について、原さん、何か言ひ残しがありましたら……

○原純政府委員 単純な質疑応答の間で、ちよつとそういう話が出たというふうなものではないのでございまして。昨年の五月十八日だったと記憶しますが、国会がいよいよしまひになり、いろいろな法案の処置をめぐつて深夜まで審議が続けられた。その五月十八日の晩の十時四十一時、あるいははもつと過ぎておつたかと思ひますが、私ははかのなで奔走いたしておりました後、ただいまお話の入場税の法案が継続審議になるところで、政府委員に出てこいというお話で、おつた刀でかけつたわけでございます。それがちよつと継続審議になるまじわりのことで、そのときの議事というものは、これは非常に大事な議事だと思ひます。私が実は間に合ひまして、ほんの一分かそこらで継続審議がきまつたのですが、その間に、私が入つたとき、私に提起された質問がこれだったわけなんです。この法案については、趣旨はみんな非常に同感なんだけれども、技術的に、あるいは他の演劇との關係においても問題があるということか

一五

ら、これらについて政府は十分検討して、政府としてどうしたならばいいかというふうな考えを申し出る気はあるかというところをお尋ねがあった。これは、あの段階で皆さんがずっとそろっておいて、しかも継続審議にするという段階に、そういうことを聞かれたのでありますから、私としては、まわりの方は、そのあとすぐそれではこれで継続審議に付しましようという決定になったのですから、継続審議されるについて、非常に大事な措置を政府に託されたというふうに思いました。実は、それは少し思い過ぎがあった、政府提案でもしるというまでのプレッシャーというか、インパクトで私は聞いたのです。それは間違いだということ、政府の意見だけ申し上げるということにいたしましたけれども、決して軽い通常の間の質疑のあれではなかったもので、そういう意味でありますから、もし国会がそういうことを聞く意思はないと言われれば別ですけれども、私は誠心誠意な気持ちで、当時の議事を私なりに消化してやっておることとでございますから、その辺は十分御了承を願いたいと思います。

○横山委員　しかし、それは、たとえば一院が全然関係のない問題でそういう事態が起ったならば、そうはいきませんよ。しかし、衆議院が満場一致でめたそのものが、いかにも悪いという結果になるわけですから、その点は、もう少し原さんも慎重でなければならぬという私は思います。しかも、あなたの言うところの緊迫した条件にあったとしても、それは議決されて言われておるわけではない。一人がそういう緊迫した中で意見を述べたにしても、その

意見によって政府が行動をし、調査会がそれによって責任を負うというふうなことはなりません。従って、もし原さんがそういう事態にあったならば、それはあなたの意見ですか、参議院としての意見と承わってよろしいかというふうな、当然私は念を押すべき問題だと思ひます。今後ともこのようなことはあり得る問題でありまして、これは、もう明らかに政府として行き過ぎの点である。腹に思っておるから、そういう行動に現われるのである。そういう考え方を胸に秘めて議院の決議を取り扱ってはならぬ。これは、かたくしかりおきます。

それで、先生にお伺いをいたしますが、この入場税に関連をいたしますけれども、この答申にございますように、純音楽が今まで軽減税率を用いられておたけれども、これがどうもはつきりせぬ。そこにまた今度純音楽について配意を用いるのはいかがかと思ひます。どうも、実問題として純音楽についてトラブルが起つておる、大なる支障が起つておるというところは私は聞いておらぬのです。衆議院における院議におきましても、純音楽という扱い方について、格別な重大なる支障はないと私は判断したわけですから、この答申によりましますと、とにかく演劇関係、音楽関係十は一からげという感じがしてならぬのです。純粋な芸術的なものも、全く大衆的な、あるいは少しばかりの悪いようなものも、金額によつて十は一からげになることは、インテリの皆さんが御集まりになっていていささかどうかと思うのでありますが、この点、いかがですか。

○井藤参考人　入場税の問題ですが、私は衆議院、参議院の方を委員会に呼びつけて参考意見を聞いたたりすること、むしろ失礼だと思つてやめておるのであります。必要なときは、こういうふうにお呼びになると、私はいつか参つておるのでありますから、むしろ衆議院や参議院に敬意を表したために、ああいう委員会にお招きしなかつたのだということを申し上げておきます。

それからもう一つ、今度は中身の問題に入りますが、こういうことじやないかと思ひます。今度のことは参議院の諮問であつたかどうか、今問題になりましたが、われわれは参議院の諮問があつたものとしてお答えした中に、多分二つの点を問題にされてゐるのではないかと思ひます。それは、音楽といつても、いろいろ内容は違ふのじやないか、それを十は一からげに同じ扱いをするのはよくない。それから演劇についても同様じやないかというところが一つ、それからもう一つ、これもはつきりしたことはおっしゃいませんでしたが、あるいはこれは御質問の中に含んでおるのじやないかと思ひますが、われわれの答申の中に、音楽と演劇を同一扱いいたしました、たしか入場料三百円ですか、三百円をこえる部分に対して、従来よりも税率が高くなりましたが、その点がいかに思ひます。この二点じやないかと思ひますが、そこで前の点でございしますが、一体演劇といつても、ほんとうの芸術的価値の高いものもあれば、いいかげんなものもあるということ、これは、皆さん御承知の通りでございます。

て、この純演劇とは何ぞや、純音楽とは何ぞやということにつきましては、委員会におきましても非常に苦労いたしました。それにつきまして、この税制特別調査会の答申の付録かどこかに出ておりますが、公聴会を開きまして、映画の専門家、芸術の専門家二、三の方を委員会にお招きいたしました。純演劇とは何ぞやということについて、いろいろ御意見も聞き、それから委員諸君とそういう芸術家との間で、意見の交換をやつたのであります。極端な場合はわかるのです。ストリップ・ショーと何とかなうのは、これはもう一方がいかげんなものであつて、一方は芸術だ、こういうことは一応言えるのであります。どこに線を引くかということが、事実問題といたしまして非常にむづかしかつたのであります。そこで、この答申におきましては、純演劇、純音楽も同様であります。その場合に、だれが見てもどうかと思はれるような芸術性の少ないものについては、こういう取扱いをしないが、そうでないものについては、やはり同じ扱いをせざるを得ない、これは、いわば租税テクニック上の立場から申しまして不便だらうというので、一般の演劇、それから一般の音楽としてよほどひどいものというか、はつきりしたものの、芸術性の少ないものはそれから省くという立場をとつたのであります。それで、音楽とは何ぞや、演劇とは何ぞや、それからその芸術性の高いもの低いもの、この問題を検討いたしました。したが、どうもうまい結論が出ないために、そういうふうになつたのであります。

それから次の問題は、今度純演劇についてたしか三段の税率——たしか三段だつたと思ひますが、三段の一種の累進税のようなものがかかりまして、それを演劇だけにどめておくのだったらまだしも、従来からあるところの音楽までもそれに均霑——均霑かどうか知りませんが、音楽だけを税率を上げるのはよくないじやないか、こういう御趣旨だろうと思ひますが、これは、私はこうだと考えております。音楽と演劇とは、税金を取り扱う上においては同一扱いする——極端な場合は別でございしますが、同一扱いするのが妥当じやないかと考えております。そういう場合に、演劇について、たとえば三百円をこえる部分について三割の税率をきめるといふならば、それと同じ性質を持つております音楽についても増税になるのは、やむを得ないのじやないかと考えておるのであります。というところは、三百円をこえる場合は、演劇であらうと音楽であらうと、三百円なら大したものじやありませんけれども、とにかく下よりは相当負担能力があるとわれわれは考えまして、そこでこの点は増税になつたのであります。先ほど申しましたように、現在日本の税金が、全体として平均いたしまして重いということは認めるのでございしますが、それを整理する場合に、ある部分が増税になるのも、相当根拠があればやむを得ないじやないかと考えております。そういう意味で、入場税につきまして、音楽と演劇を同じ扱いにしたということ、私は、私は妥当な措置だつたのじやないかと考えております。

○横山委員　先生のお話は、少し音楽なり演劇の実体論に觸れていらつしや

は、これは一般論としても、もちろん大體成でございしますが、今申しましたような簡単な計數で判断いたしましたも、現在日本では、それを言うべくして行なうことが非常に困難なような状態になつてゐるのではないかと考えております。それで、所得税というものは累進税がかかつておつて、金持ちが負担するんだと申しますけれども、現在の日本におきましては、所得税におきましても、大衆課税の色彩がきわめて濃厚だと考えております。そこで、今言つたことが唯一の根拠でございませうが、それなどを一つの資料として、その他のことを考へて判断いたしますと、將來の日本の税制改革の方向は、大きな柱として、私は何といつても所得、ことに低額所得の所得税はまだまだ減税すべきものだと考えております。

それから間接税であります、これは私個人の意見でございまして、どうかそのつもりでお聞きを願ひたいのであります、間接税を増徴せよという

意見はかなり強い。間接税といふのも——現在日本のように所得税が、大衆課税が多い場合に、この大衆課税をなにくするには、二つのやり方しかありません。一つは国家の経費を減らすか、あるいは経費が同じとすれば、それをどこかよそへ持っていくかなくちやならぬ。よそへ持っていくことになるのでありますが、れば、間接税になるのでありますが、私は一番いい案は——これも言うべくして行ふことの困難な問題であります。現在、日本の日本におきまして、やはり一般論といたしまして、国の——地方団体も同様であります。が、経費を節減して、その節減した経費を財源とし

時間にわたりまして御出席をいただき、有益な御意見によりまして本委員会の審査に多大の便宜を与えられたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日はこの程度にとどめ、次会は明二十日午前十時三十分より開会することといたし、これにて散会いたします。

午後三時二十九分散会

昭和三十三年三月二十二日印刷

昭和三十三年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局